

令和6年白川町議会第3回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和6年9月9日（月）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員派遣について

日程第4 一般質問

日程第5

議第29号 白川町ハラスメント条例の制定について

日程第6

議第30号 白川町政治倫理条例の制定について

日程第7

議第31号 白川町財産条例の一部を改正する条例について

日程第8

議第32号 白川町監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第9

議第33号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第10

議第34号 白川町保育所条例の一部を改正する条例について

日程第11

議第35号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12

議第36号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第13号

議第37号 白川町クオーレふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14号

議第38号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第15

議第39号 令和6年度白川町一般会計補正予算（第2号）

議第40号 令和6年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16

認第1号 決算の認定について

3. 出席議員 1番 田口守也君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、
4番 三戸勝徳君、 5番 佐伯好典君、 6番 梅田みつよ君、
7番 今井昌平君、 8番 渡邊昌俊君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	佐伯正貴君、	副町長	安江章君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	藤井充宏君、
庁舎整備室長	竹腰耕太郎君、	企画課長	渡口彰規君、
町民課長	長尾茂気君、	保健福祉課長	長尾ひろみ君、
農林課長	長尾弘巳君、	林政推進対策監	今井健吾君、
建設環境課長	三ツ石克明君、	教育課長	大岩裕樹君、
室長兼会計管理者	中村豊君、		
代表監査委員	今井敬貴君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	安江宏行君、	書記	田口直子君、
書記	今井美希君		

7. 会議の経過

（議長 9番 藤井宏之君）

議長

皆さん、おはようございます。

本日は令和6年白川町議会第3回の9月定例会ということで、議員各位また執行部の皆様方にお集まりいただきまして、ありがとうございました。

先月の8月22日に台風10号が発生しまして、この台風、大変大雨を降らすという台風でありましたが、九州地方からまた中部関東地区までかけて、大雨による被害が発生しました。

この白川におきましては、幸い、大きな被害はなかった訳ですけども、この県内でも大垣市、または揖斐郡池田町、それから大野町、また、養老郡の養老町など、やはり大雨による川の氾濫で、住宅の床上浸水、または、床下浸水、また、農地が水没したということで、大変被害が出ました。被災された皆様方には本当にお見舞いを申し上げたいと思います。

そして愛知県では、蒲郡市で住宅1棟が裏山の土砂崩れによって、ご家族の3人の方がお亡くなりになられ、2名の方が怪我をされたということで、本当にお亡くなりになられた方につきましては、お悔やみを申し上げ、またご家族の皆様方にはお見舞いを申し上げたいと思います。

この台風10号が来る頃、また、過ぎ去った頃から少し暑さも和らいできた訳ですけども、このところは朝、夕少し涼しくなって過ごしやすくなりましたけども、またここつい最近、日中

は元のような暑さに戻ったのかなという思うぐらい、大変暑くなりました。どうか、引き続き熱中症対策またお体には十分お気をつけてお暮しいただきたいと思います。

9月定例会の冒頭にあたり、ご挨拶をさせていただきました。ありがとうございました。

議 長

本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可していますので、ご承知おきください。

議 長

ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

議 長

ただ今から令和6年白川町議会第3回定例会を開会します。

議 長

会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 安江宏行君)

議会事務局長

令和6年7月26日第3回臨時会以降の諸般の報告をした。

なお、令和6年8月26日に執行されました。例月出納検査の結果、並びに6月11日から8月21日にかけて施行されました各課所管の令和5年度事務事業の監査結果および決算審査の審査結果が、監査委員から議長宛てに報告されましたので、その写しを、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定による報第7号、令和5年度白川町財政健全化判断比率、報第8号令和5年度白川町簡易水道事業資金不足比率について、また、専決処分された報第9号賠償の額の確定について、町長から議会に報告がありましたのでその写しをお手元に配布しておりますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

議 長

ただちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

議 長

日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

議 長

会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、7番 今井昌平議員、8番 渡邊昌俊議員を指名します。

◇日程第2 会期の決定

議 長

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

議 長

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月17日までの9日間と決定しました。

議 長

ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。

(町長 佐伯正貴君 登壇)

町 長

令和6年白川町議会第3回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日も大変暑い日になりましたが、今年の7月は観測史上最も暑い月と言われておりました。今年の夏はそれにも増して暑かったような気がいたします。特に8月は降雨も少なく、渇水による水不足を心配するほどでした。開会のご挨拶にもございましたけども、先月22日に発生しました、台風10号は沖縄に近づいてから1週間近くかけ、ゆっくりと日本列島を迷走し、遠隔豪雨と言われるように、遠く離れた関東までの広い範囲で被害をもたらしました。各地で被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

今現在も南の海上では、台風のためである熱帯低気圧が発生しやすい状況のようです。9月の台風シーズンを迎え、今回は本町でも被害はございませんでしたが、他人ごとと思わずに、防災対策には万全を期してまいります。さて、世の中では兵庫県知事を初めとする、ハラスメントに起因する問題が多数報道されております。今定例会では、ハラスメント防止条例、政治倫理条例を上程しておりますが、特にハラスメント防止条例については、今の流れとしまして、他の自治体も追随して制定に向かうものと思われまます。各務原市が特別職を含む県内初の条例制定との報道がありましたが、本町においては、議員も含む内容となっております、執行部と議会がそれぞれ制定している自治体はありますが、1本の条例で全てを含んだ内容のものは全国的にも数が少ないと思います。議員各位には、条例策定に向けてご理解をいただきまして感謝を申し上げます。この条例を実際に運用することがないのが一番でございますが、備えあれば憂いなしという言葉もございますし、該当する者の意識づけという点からも重要であると考えます。当然にして、事案が発生することのないよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

新庁舎の建設は、天候により若干の遅延はあるものの、順調に進んでおります。現在、令和8年1月の開庁に向けた機構改革を進めており、スムーズに新しい体制で臨めるよう令和7年4月から一部の事務を除いて、新体制を取れるよう検討しているところでございます。今後の定年延長も見据えた人事配置も必要となりますので、詰める点、まだまだございますけれども、案ができましたらご提示をいたしますので、その節にはご協議をいただきたいと思います。

さて、古田知事が次期選挙に不出馬を表明されました。5期20年もの間、県政を牽引いただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。古田知事は2004年に梶原前知事から後継指名を受けられ、県内全ての市町村の状況を視察された際、当時の町長とともに、町民会館で町の概要説明をした記憶がございます。来年1月末の選挙になろうかと思いますが、新しく就任されます知事には、町政と密着した県政を担っていただきますので、新たな時代を作っただけのよう期待をするものであります。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の制定2件、条例の一部改正7件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更1件、令和6年度一般会計、介護保険特別会計補正予算2件、令和5年度一般会計および各特別会計の決算認定1件、以上13件を予定しております。この他、追加議案として、教育長の選任、および、教育委員会委員の選任に係る人事案件2件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議第29号、議第30号は条例の制定であります。議第29号は、全体の奉仕者である町長と町の職員および議員が本町の職場におけるハラスメントを防止し、健全で風通しの良い職場環境を確立するため、白川町ハラスメント条例を制定しようとするものです。

議第30号は、町長等および議員が町民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と交渉に努め公正で開かれた民主的町政の発展に寄与するため、白川町政治倫理条例を制定しようとするものです。

議第31号から議第37号までは、条例の一部改正であります。

議第31号は、普通財産の有効活用のための譲渡、および貸し付けをするために白川町財産条例を改正しようとするものです。

議第32号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、白川町監査委員条例を改正しようとするものです。

議第33号は、笹平運動場が社会体育施設としての利用見込みがないことから、白川町社会体育施設条例を改正しようとするものです。

議第34号は、今年度末の蘇原保育園閉園に伴い、白川町保育所条例を改正しようとするものです。

議第35号は、児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、白川町福祉医療費助成に関する条例を改正しようとするものです。

議第36号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、白川町国民健康保険条例を改正しようとするものです。

議第37号は、クオーレふれあいの里の施設利用に係る料金体系を見直すため、白川町クオーレふれあいの里の設置および管理に関する条例を改正しようとするものです。

議第38号は、辺地対策事業債の活用を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議決を求めるものであります。

議第39号は、令和6年度白川町一般会計補正予算第2号であります。今回の補正では、7,100万円を追加して、補正後の予算総額を78億4,500万円とするもので、主な内容としては、総務費では、ふるさと納税返礼品の魅力向上支援業務の委託料、老朽空き家除去事業補助金の追加、民生費では10月から拡充となります、児童手当の支給額の追加、保育園の施設整備工事費、障害者施設支援事業および、福祉医療助成事業に係ります過年度分の補助金負担金の精算金を追加、衛生費では、斎場運営のための備品購入、一般廃棄物処理事業における町用車の更新、予防接種事業および母子保健事業等に係る過年度分補助金、負担金の精算金を追加、農林水産業費では土地改良、林道整備に係る整備事業補助金、特養林産物の生産基盤整備委託料、企業の森遊歩道整備工事費を追加、商工費では、道の駅美濃白川の基本構想策定支援業務、笹平高原施設整備工事費、創業支援事業補助金を追加、土木費では法定外公共物等整備に係る補助金を追加、消防費では、避難所施設充実のための備品購入費を追加、教育費では、農協会館の修繕に伴う負担金を計上し、その他、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。これに対します歳入予算として、国庫支出金では1,183万6,000円、県支出金では203万2,000円、使用料では42万円、諸収入では2,102万1,000円、町債では370万円、地方譲与税は600万円、繰越金で2,599万1,000円をそれぞれ追加して、収支の均衡を図りました。

議第40号は、令和6年度介護保険特別会計補正予算第1号で、過年度分支払基金交付金等を精算返戻金として7,650万円を追加し、補正後の予算総額を52億5,050万円とするものであります。

認第1号は、令和5年度白川町一般会計および、各特別会計の決算の認定を求めるものであります。

以上、本定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして、補足説明を申し上げたいと存じます。幸いにし、議員各位のご賛同により、議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図ってまいります所存であります。何とぞ議員各位の一層のご理解と、町民各位の絶大なるご協力を貯めますよう切にお願いを申し上げ、私の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇日程第3 議員派遣について

議 長

日程第3「議員派遣について」を議題とします。

議 長

お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

議 長

お諮りします。本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

議 長

日程第4「一般質問」を行います。今回の定例会には、5名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、大項目ごとにまとめて質問する一括方式と小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式の質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく制限時間は質問のみで、30分とし、執行部には反問権を認めております。また、質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。

簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

2番 杉山哉史議員。

(2番 杉山哉史議員)

2 番

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、今年の夏は本当に暑い夏でした。町民の皆様にも体調崩された方がおられたんじゃないかと思いますが、それに加えて、全国各地では、冒頭で議長や町長からもお話がありましたように、大雨による大きな災害が発生をしております。被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げ上げたいと思います。幸い本町では大きな被害もなく、現在は各地で秋の収穫作業が進んでいることと思います。大変ありがたいことだなというふうに感じております。ただ今後、まだまだ台風の恐れもありますし、大雨、あるいは地震の災害の予測もありますので、我々は、町民の皆様と一緒に、常に防災の意識を持って備えていかなければならないなということを痛感しておるものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。今回私はデジタル地域通貨の導入について質問をいたします。

本町では、今年度、美濃白川ポイントカードが実施しているマネーポイントと、町が発行している地域振興券を発展的に解消し、新たにデジタル地域通貨を導入することとして現在その準備が進められております。デジタル地域通貨には、町内での消費促進による地域経済の活性化はもちろんのこと、その他にも地域コミュニティの活性化や、行政サービスの効率化といった効果も期待されます。その成功例として有名なものは、高山市飛騨市、白川村で利用されているさるぼぼコインです。さるぼぼコインは運営主体である飛騨信用組合が、加盟店や地域住民に利用方法等について丁寧に説明や支援を行い、加盟店と利用者が大幅に増えたことや、行政との連携により、ポイントをもらえる機会が多いこと、手軽に利用でき、利便性が高いことなどが成功の要因で大手の電子決済会社がシェアを奪うことが難しいほど、地域生活に溶け込んでいると言われています。しかし一方で、利用が進まず、運営の収支が上がらないなどの理由により、事業の継続が難しく、休止や廃止となった例も少なからずあるようです。デジタル地域通貨の導入には、様々な課題や困難があると思いますし、導入後もさらに利用拡大に向けたサービスや機能の向上を目指していく必要があると思いますが、本町のデジタル地域通貨が、町民の日常生活に欠かせないアイテムとなり、地域経済や地域コミュニティの活性化、そして何よりも町民の地域に対する愛着の高まりに繋がっていくことを期待して、本町で導入を計画しているデジタル地域通貨について質問をいたします。

まず1点目ですが、本町で導入を計画しているデジタル地域通貨について、その概要について教えてください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

現在実施をしております町の地域振興券事業と、美濃白川カード会が実施をしておりますポイントカード事業が、白川町の地域通貨にあたります。これらを新しいものにして、より発展していくため、デジタル地域通貨を導入するものでございます。杉山議員のご質問にありましたように、さるぼぼコイン、こちらの方は、観光業が主力の地域で、稼いだお金を地域内で循環する仕組みや、地域の人だけでなく、地域以外の人たちも利用したくなる仕組み作りによって、多くの人達に長く愛用されていると言われ、私どもも模範とさせていただきたいというふうに考えております。今回、白川町が導入していくデジタル地域通貨、仕組みの導入までを白川町が行いまして、カード会と商工会が運営の主体となり進めてまいります。

それでは、導入していく仕組み概要について、それぞれのシーンごとに説明をさせていただきます。初めに、カード会が発行したデジタル地域通貨用の専用カード、こちらを白川町が令和7年1月末から2月上旬にかけまして、町民全員に配布をいたします。スマートフォンの扱

いに慣れている方はアプリでも対応が可能で、カードとの併用が可能です。次に利用する場面でございますが、送付された専用カードは、カード会に加盟している店舗で使うことができます。専用カードと現金を店舗にお渡しただいて、そのカードに現金をチャージして支払いをしていただきますと、カードにポイントが付与されます。今まで通り現金で支払う場合でも、専用カードをお渡しいただければ、ポイントの付与は可能です。このポイントは1ポイント1円の電子マネーとなり、他の加盟店での利用も可能になります。利用が可能となる運用開始を令和7年3月1日と設定をして、準備を進めております。また、買い物等にとどまらず、健康作り活動やボランティア活動に対して白川町がポイントを付与することも可能となりますので、今流行りのポイ活により町民の地域参加を促すことにも寄与できるものと考えております。この部分につきましては、令和7年度からスタートできるよう準備を進めております。デジタル地域通貨を導入する上で必要となる費用のうち、75%が国の交付金等によって賄われております。以上導入するデジタル地域通貨の概要に対する答弁といたします。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史議員)

2番

先般、チラシを配布して、町民に対してこのデジタル地域通貨の名称を募集しておられたと思いますが、その名称の決定の状況ですとか、その他、現在の進捗状況や今後導入までのスケジュールについて、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

現在までの進捗状況でございますが、8月にこのシステムを構築する事業者さんの決定をさせていただきました。また同じ月でございますが、カード会社さんが、名称の募集を8月にされました。その結果応募件数152件まして、その中から名称が「シラカ」という名称で決定されました。8月19日でございます。ですので、この「シラカ」愛着を持って広めていただければなというふうにも思っております。

その後のスケジュールでございますが、10月からは、加盟店舗の拡大であったりとか、もう既に加盟をしていただいている店舗への説明、そういったものも順次進めてまいりますし、新年、1月下旬から2月上旬にかけては先ほども答弁しましたように、各家庭にカードの送付も行っていきます。運用も3月1日ということで、特に1月2月は、加盟いただいた店舗への丁寧な説明を重点的に行っていきたいというふうに思っております。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史議員)

2 番

名称が「シラカ」ということだそうですが、いい名称だなと思います。この「シラカ」があちこちで言葉が交わされて、広まっていくことを期待したいと思います。

2点目の質問に入ります。現在、美濃白川ポイントカード会に加入している店舗が39件、地域振興券の取扱店舗が151件と聞いております。デジタル地域通貨の導入にあたっては、より多くの事業者の加入が期待されますが、町内事業者に対してどのように加入を促進し、何事業者ぐらいの加入を見込んでおられるのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

議員のご質問の通り、使える店舗が少なければ、流通量の増加に期待ができません。白川地区、黒川地区の店舗が中心となって発足いたしました美濃白川カード会に、町内全域多くの店舗に加入をいただきまして、より発展をしてほしいと考えております。そのための加入促進は、町とカード会の連携はもちろんのこと、商工会とも連携をして進めていきますが、町民が積極的にデジタル地域通貨を使用するようになると、売上の増加や、新たな顧客層の開拓に繋がることを説明しつつ、そのために地域振興券のデジタル地域通貨への移行や、行政ポイント付与といった施策があることを伝えて、加盟店が得られる具体的なメリットを明確に伝えていきます。また、加盟店が簡単に導入できて、簡単に操作できる仕組みであるといったことも、デモンストレーションや丁寧な個別説明によって伝えていきたいというふうに考えております。その他にも、加盟店の成功事例を紹介することで、導入効果を具体的に示したり、一定期間の手数料無料や、早期導入店舗に対する特別キャンペーンを展開するといった、プロモーションの提供によって加入促進する方法等もございますので、カード会と今後検討しながら、加入促進の方は行ってまいります。

ご質問の中で何件ぐらいの加入を見込んでいるかということでございますが、現在地域振興券の年間売上額、3万円以上の事業者数が71店舗ございますので、運用開始する時点において、同程度の店舗数を目標値として、加盟促進を図っていきたいと思っております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史議員)

2 番

地域振興券年間3万円以上の取り扱いが71件で、同程度で運用開始をしたいという答弁でございましたが、地域振興券の取り扱い事業者は先ほど申し上げましたように150件あると

ということです。その半分以上が年間の取り扱い数が非常に少ないということだと思いますけども、今回このカードを導入すればその取り扱いが少なくてもそのお店で買い物をするたびに利用ができる訳で、あまり取り扱い金額には関係ないんじゃないかなということが考えられます。そういうことを考えますと、目標70件程度というのはあまりにも少なく、もう少し、現在地域振興券を取り扱っている150件ぐらいを目標にして、事業者を増やしていただきたいなと思います。最も、導入後も徐々に増えていくということも考えられますので、常に事業者に働きかけるといった努力も必要だと思いますけども、もう少し目標を高く持って行っていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

ありがとうございます。非常に前向きなご質問ということで、当初スタート時点の目標値71件でございますが、この店舗数に縛られることなく、これ以上の加盟をいただくといったところについては、我々としても尽力させていただいて増やしていきたいというふうに思っております。また、現在商工会の会員数が、317でございます。このうちで、こういった事業にマッチする、適合する事業者数はどれぐらいあるのかなといったところも、商工会の方をお願いをして、把握をさせていただいております。商工会に加入されていない事業者さんもあると思います。ここについてはなかなか把握するということが難しい訳ではございますが、ここについても掘り起こしをさせていただきながら、目標とする上限値、どれぐらいなのか、そういったところも見据えて拡大をして発展していきたいというふうに思っております。

以上答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史議員)

2 番

商工会に加入してないところもあるし、特にコンビニですとか、ドラッグストア、ホームセンター、スーパー、こういった売り上げの多いところですね。こういったところの加入しているのは、私は必須だと思っております。商工会に加入してないところもあるけれど、こういったところで買い物する人が町外に流れないように、そういった目標も必要ですので、これらの売り上げの多い所の加入も必須だと思いますが、そういったところへの働きかけについてどのようにお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

このデジタル地域通貨事業の運用主体となります、カード会さんもそういった店舗も含めて一緒になって発展していきたいというお考えをお持ちでございます。そうしたことから、町といたしましては、システム事業者さんと、カード会と商工会と、町とこの4者で加盟交渉していきたいというふうに思っております。なかなか難しいかなといった部分もございますが、ここの部分については、粘り強く交渉していきたいというふうに思っております。その際には先ほどの費用負担の話もしましたが、今回、国のデジタル田園都市国家構想交付金、こちらの方の活用ができましたので、店舗さんの導入に係る費用負担というのが発生しないこと、また、地域通貨事業をデジタル地域通貨事業の方へ移行する考えが町としてあること、また行政ポイントといったことも取り組んでいくこと、そういったこともお話させていただきながら、何とか入っていただいて、白川町として盛り上げていきたいなというふうに思っております。

以上答弁とします。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史議員)

2番

ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

もう1点ですけども、現在森林整備に伴って発生する林地残材などを、地域振興券で買い取っている事業者がございます。小売店ばかりではなくて、こういった活動をしておられる団体、事業者についても、加盟店となるものでしょうか、また、そういった事例はあるのでしょうか。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君。)

企画課長

はい、まず加盟対象になります。今ご質問の中にありました事例でいきますと、本来であれば、山の中で切り捨てられてそのままという材が、このポイント事業によって財として有効に活用していただけるいわゆる地域貢献という部分と、その際にポイント付与があった場合にはそのポイントで地域経済の活性化に繋がっていくという素晴らしい事例かなというふうに思います。その他にもポイント事業はいくつかございますが、例えば小売店だけではない部分では最初からの導入を考えている公共交通事業であったりとか、あとは旅館であったりそういった観光業、また床屋さんとか、そういうところも対象になっていきますので、先ほどの加盟店舗を増やすといったところとも合わせながら、こういった事業も踏まえて増やしていければなというふうに考えております。

以上答弁とします。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史議員)

2 番

それでは3つ目の質問です。

町民についても、より多くの人に日常習慣的に利用していただくことが必要ですが、デジタルという点で、高齢者などでなかなか馴染めない方、利用方法がわからない方も多くいると思います。利用者に対するPRやサポートについてはどのようにお考えでしょうか。

また、町民だけでなく、町外から白川町に通勤している方や、日常的に本町に立ち寄られる方にも広く利用していただきたいと思いますが、そのような方へのPRはどのように実施される予定でしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

はい、デジタルという言葉によってですね、抵抗を感じてしまうかもしれませんが、導入する仕組みについては、先ほどの答弁の通り個人専用のカードを使用しますので、難しい仕組みではございません。その中で、町民の皆様へ専用カードを配布する際には、わかりやすい説明書を同封したり、いろいろな広報媒体による周知や、デジタルに慣れていない層に対する出前講座等を実施していきます。

また、地域公共交通である「おでかけしらかわ」でも、デジタル地域通貨が利用可能な仕組みにしていきますし、日常的に使う場を増やすということが普及していく要因になると思っております。

デジタル地域通貨を既に導入している他団体では、初回チャージ時や、初回利用時にボーナスポイントを付与したり、利用促進キャンペーンを行うといった事例もございますので、いろいろと参考にしながら、PRとサポートは実施してまいります。

また、町外者には町民に配布するカードとは別に、ビジターカードといったものを用意していきます。このビジターカードには、最初からポイントを付与しておいて、白川町に来てもらい、白川町でそれ以上のお金を使ってもらおうといったような観光施策にも活用できます。

このように活用する方法はたくさんございますので、積極的に展開していきたいと考えております。今後はビジターカードを配布できる場所や、利用方法の説明などをどうしていくかを、カード会と検討していく予定にしています。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史議員)

2 番

繰り返しになりますけど、特にお年寄りですが、なかなか説明書ですとか、広報媒体や出前講座、こういった所で説明を受けても理解が難しい方も多いんじゃないかと思います。必要なのは、直接その年寄りと接する方が、マンツーマンで説明するということが必要ではないかと思います。例えば民生委員とかケアマネージャーとか、直接お年寄りと関わる方、こういった方達にも協力を呼びかけて、サポートする支援をするといったことも必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

また、もう1点は、加盟店が利用を呼びかけるということも必要だと思います。現在カードかさんの中で、買い物をすると「カードをお持ちですか」と聞いていただける店舗と、こちらからカードを出さないと声をかけていただけない店舗がありますが、やはり加盟店は全ての町民がカードを持っておる訳ですから、「カードお持ちじゃないですか」「使いませんか」といった声掛けをして利用促進していくことについても、加盟店と十分打ち合わせをして協力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

はい、直接高齢者と関わりの高いケアマネージャーさんや民生委員さんは、本当にこれ以外にも町からいろんなことをお願いして、もう本当に大変な中でご足労いただいております。大変申し訳ないところなんですけど、この事業をスタートしますと、まずカードがおうちに届きます。そうすると、このカードは一体何かなといったような訪問の際にご質問を受けるとかそういった場面が多くなるのではないかなというふうに思いますし、全く利用されていない方に対してのちょっとした声掛け、そういったこともいろんなことをお願いしている中での追加になってしまっただけで申し訳ないんですが、そういったところもできるようにこの仕組みをしっかりとお伝えできるように、その人達に説明する場というものは設けていきたいなというふうに思っております。

店舗の働きかけということでございますが、私自身の体験でございますがカードを忘れてしまうことが多々ありまして、そのために「カードは持っているか」「ちゃんと持ってきたか」というふうにして店舗さんから積極的に声掛けをいただいております。忘れた時には、レシートの方にスタンプを押してもらって、「また今度絶対持ってきてね」というような話をさせていただいているので、杉山議員がおっしゃられるのはそういったところを、これからは全員がカードを持つので、全店舗でできるようにというお話だと思いますので、非常に重要なことだと思っております。そういったことができるように働きかけはしていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史議員)

2 番

そうですね、民生委員さんやケアマネージャーさんにあまり負担をかけてもいけません、何らかの場面でマンツーマンでサポートができる、そういった体制はぜひとも作っていただきたいと思います。

あとですね、町外者の利用促進ですけれども、町民は役場から全ての方にカードが送られてくる訳ですが、町外者は一体どこで購入すればいいのでしょうか、役場ではなかなか立ち寄ることはないと思いますので、町外者の多く立ち寄る店舗などでのカードの発行というのも必要だと思えますが、そういった町外者に対するアプローチはどのようにお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

実はこのビジターカードについてどういう運用していくかっていうのは、現在、制度設計中でございます、議員おっしゃられるように、やはり効果的な配布場所、そういったものを見極めながら設定をしていかなければいけないなといったところで、今現在、カード会さん達とも検討しているような状況でございますので、まだ決定はしておりません。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史議員)

2 番

それでは4点目の質問させていただきます。2点目、3点目と若干重なる点もありますが、質問させていただきます。

近年では多くの事業者がQRコードやクレジットによる決済を導入し、ポイントの付与や様々なサービスにより、顧客の獲得競争が激化していると思われれます。デジタル地域通貨をより多く利用していただくためには、それらの全国規模の事業者との差別化を図る必要があると思えます。そのためには高いポイント還元率も必要ですが、それ以外に、地域活動や行政サービスなどの町内の様々な事業とポイントを組み合わせることや、デジタル地域通貨の利用が本町の維持発展に繋がるという地域貢献であるという意識を普及させることが必要であると思えますが、どのようにお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

議員がおっしゃられますように、白川町が提供する特定のサービスや活動に対して付与する行

政ポイント、この事業が町民に浸透し、発展していくためには必要不可欠なものだというふうに認識をしております。先行導入団体の事例を見ますと、地域活動に限らず、まちづくりワークショップへの参加であったりとか、AED講習の受講といったように、公益性のある活動に対してポイント付与を上手く活用している事例が多々ございます。行政ポイントを利用することで、町民が地域の活動に参加したり、地域のイベントに積極的に関わるよう促すことができ、さらに貢献度がポイントになる行政ポイントを貯めることで、地域への愛着心が高まることも期待できます。白川町といたしましても、現在、地域振興券を対価として支払っている事案は、その対価を支払う目的と照らし合わせながら、行政ポイントへ移行できるものは積極的に移行していきたいというふうに考えております。

以上答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史議員)

2 番

カードを導入しますと、その利用のデータによって、町民の皆さんがどういった活動に参加をしているかとか、どういった店舗の利用の傾向があるかとか、様々なデータができるのではないかと思います。そういったデータを、このカードのより一層の発展に繋げる方策、あるいは行政の施策に繋げていくこと、そういったこのカードの利用が、いろんなデータによって様々な事業に活用ができるのではないかと思います。そういった点についてはいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

先ほど来、行政ポイントは貢献ポイントでもありますよ、というお話をさせていただいております。そういったことで今回このデジタルということになりますので、データ管理をさせていただきながら、どういう傾向があるのか、そういったことを分析して、さらに改善をしていくというものに活用は十分できると思います。我々行政としては、皆様のその貢献いただいたものが良くなったよ、良くなってきているよといったことをお示しをしていかなければ、この事業としては、先ほどのご質問にありましたように、民間のペイ事業との差別化を図るといったところは難しいかなというふうに考えております。そういったことからそういったところの提供もしながらよりよいものにしていきたいというふうに思っております。

以上答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史議員)

2 番

いろいろとありがとうございました。来年度からの運用ということで大変楽しみにしております。

町民の皆様につきましても、楽しみにお待ちいただいて、ぜひこのカード、地域マネーを積極的にご利用いただければなということを思います。町内の多くの場面で、デジタル地域通貨が使われ、町民の日常生活に欠かせないものとなること、そして白川町の活性化に貢献しているという意識が高まっていくものなることを期待して、質問を終わらせていただきます。

議 長

はい、2番杉山哉史議員の質問を終わります。

次に、6番梅田みつよ議員。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

改めまして、皆さんおはようございます。

質問に入ります前に、9月に入りましたが、まだまだ残暑が厳しい状況でございます。皆様におかれましても、町民の皆様方におかれましても十分お気をつけてお過ごしいただきたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。私はふるさと納税について質問をさせていただきます。

白川町には、わが町を代表する白川茶を始めとして、人気の高い、乾燥ナラ、白川ハム、トマトジュース、あんしん豚と和菓子、鰻の蒲焼、檜や木製品、佐見とうふ、クライミング体験、パイプオルガンの利用、神棚、檜のソファ、そしてサウナ、ゴルフの利用券、カレー、商店街の商品券など、ざっとご紹介するだけでも、このようにたくさんの返礼を準備しております。わが町ならではのバラエティー豊かな特産物で、これは本町の自慢でございます。また、担当課の柔軟かつ賢明な取り組みを評価したいと思っております。そのおかげで、ふるさと納税は、ここ数年、順調な推移で寄付が寄せられていると思います。人口は6,000人台になってしまいましたが、白川町もしっかり頑張っていますので、この白川を応援したい人はもちろんのこと、特産物を魅力に思っただけのファンも獲得していると思いますし、住民税の控除や所得税の還付などを目的とした場合も当然あるかと思っております。これからもふるさと納税を盛り上げてまいりたいと考えております。しかし、町民の皆様におかれましては、本町にふるさと納税をいたしましても、この返礼品を受け取ることができませんので、その返礼を受け取るという体験ができないということは、残念なんですけれども、このふるさと納税での寄付は、貴重な町の財源でございます。今後の展望も含めて質問をいたします。

先ず1つ目、返礼品や人気の順位などはどのようなのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

まず、ふるさと納税に対する本町の取り組みにご理解いただくとともに、評価を頂戴いたしましたことに感謝を申し上げます。

さて、本町のふるさと納税は、平成26年度から返礼品の取り扱いを始め、現在では返礼品の参加事業者数は53社、ラインナップも240点になっております。始まった年と比較しますと、事業者では45社の増加、返礼品ラインナップは231点の増加となっております。どの返礼品も参加事業者様が熱意を持って生産された素敵な特産品やメニューばかりでございますが、ふるさと納税の返礼品としての分野では、薪である乾燥ナラが、件数と金額で最も多く、次いで白川茶ペットボトル、美濃白川ハム、あんしん豚や飛騨牛の定期便となっております。最近ですと、現地決済型のふるさと納税として、美濃白川ゴルフ倶楽部にも設置をいたしました、タブレットにより、当日プレーに見えたお客様による寄付も順調に増えております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

再質問はございません。先ほど、杉山議員におかれまして、今加盟店が39社ということで、今、この返戻金が53社あるということですので、まだまだ、先ほどの地域通貨に関しても何か期待が持てるなというふうに思って、今、答弁をお聞きしておりました。ちょっとそれまじりだけど申し訳ございません。

2つ目の質問に参ります。改めて寄付金の推移というのはどのようなのでしょうか。また、その推移というのをどのように考察されているのか、お尋ねいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

まず、寄付件数と寄付金額の推移をお答えさせていただきます。令和5年度末の寄付件数は1,289件、前年度と比較をいたしますと375件の増加、寄付金額は4,793万4,000円、前年度と比較をいたしますと、1,414万円の増加となっております。返礼品の取り扱いを始めた平成26年度の寄付額と比較しますと、約3,400万円の増加となっております。こうした推移についてどのように考察をされているかというご質問でございますが、まず令和4年度に事業者数と返礼品数を大幅に増やした効果というものが、現在の増加に繋がっていること。次に最近では、飛騨牛を定期的にお届けする定期便という新たな形を採用していただくなど、事業者様の協力はもちろんのこと、先ほど述べました、現地決済型の仕組みを導入したことや、これは定量として分析するということは困難ではございますけれども、白川町と関わりを持つことによ

って、応援したいという方が増えていると捉えまして、各分野の皆様の尽力による関係人口創出の効果というものが表れていることだと考えております。

また去年は、納税額の高いバレルサウナというものを返礼品とされた1件ございましたので、それらが寄付額の増加の一因となっております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

ここで、10分間休憩します。(午前11時00分)

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

それでは、3つ目の質問に参ります。返礼品の推移は、大変素晴らしい推移を見せていると思います。ご答弁にありました、各分野のご尽力ということで、視点を変えまして、目的別寄付という点に着目していきたいと思います。

本町の目的別寄付の割合というのはどのようになっているのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

白川町では、頂戴いたしました寄付金の使い道ということで、8つの事業を提示しております。ふるさと納税をされる方は、これらの事業を選択していただいて、白川町が行う事業に応援をいただくという仕組みでございまして、これが目的別に寄付に該当するものと認識をいたします。それぞれの細かな事業内容については、町のホームページをご覧くださいと思いますが、目的のうち大きなくりの施策として、子育て支援、福祉、自然と文化の保護や移住定住推進といったまちづくりプロジェクトと新庁舎建設など期間限定で取り組む施策や任意団体が取り組む策といった特定の事業に支援をいただく目的の項目がございます。その他に、町が行う施策全般に活用してくださいという白川町におまかせという項目も設定をしております。議員のご質問にございます、目的別寄付の割合でございますが、令和5年度の実績値で回答させていただきますと、寄附件数総数であります1,289件のうち52%の670件が白川町におまかせ、次いで自然と文化の保護の178件、子育て支援の156件と続いております。

以上、答弁とさせていただきます。

はい、答弁が終わりました。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

次の質問に参ります。52%という約半数の皆さんが白川町を応援してくださってるんじゃないかと、そんなふうに見える数字でございました。

4つ目の質問でございますが、白川町においても賑わう拠点作りというのは取り組んでいく必要があると思っております。方法としては、ふるさと納税の他にも、クラウドファンディングなどもございますけれども例えばどこかに拠点をつくるとか、創出するとした場合、ふるさと納税を財源として「賑わい拠点創出基金」などを作っても良いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

梅田議員のご質問でございます、賑わう拠点というのは、町民だけでなく町外からも多くの人が集まり、交流活動が活発に行われる活気に溢れた拠点と認識をいたしまして、答弁をさせていただきます。

現在、町では道の駅美濃白川ピアチェーレの今後のあり方について検討を始めております。検討を行っていく上で、議員が提案される賑わい拠点となりうるかについても協議の方をさせていただき、町民はもちろんのこと、町外から白川を訪れる人達が笑顔と活気にあふれる場となれるような方向性を示せばと考えております。一例といたしまして、白川町の観光の玄関口としての役割を担っている道の駅美濃白川ピアチェーレを、賑わい拠点化としていくと方向性を出した際には、町外の方の利用が多い道の駅に対するプロジェクトでございますので、ここにふるさと納税制度を活用していくことはとても有効だと考えます。ご質問をいただきました案件は、特定の事業に支援をいただくものになるかと思えます。応援する側の視点で考えますと、寄付を募るプロジェクトというものが共感できるものなのか、応援したいと思えるのか、こういったところがとても重要になりますので、未来像や取り組みの意義を明確に伝えていくということが重要になります。

また、新たに「賑わい拠点創設基金」といったものを作っても良いのではないかと、というご質問でございますけれども、現在頂戴いたしました寄附金については、目的別寄付の管理をした上で、一旦、地域振興基金へ積み立てを行いまして、翌年度にそれぞれの事業をやっているため取り崩しを行っております。

地域振興基金条例第2条では、ふるさと納税を原資として積み立てること。第1条では、先ほど答弁させていただいた使い道に対して基金を充てていくことが規定されておりますので、現時点では現行通りで管理をしていきたいというふうに考えております。今後取り組む施策が明確になった時点で再度判断をしていきたいと思っております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

はいございません。地域振興基金で対応されているということで理解いたしました。町民の皆さんもふるさと納税に対しては、効果的な使い方を希望しておられると思いますので、これからも頑張っまいります。

続きまして次の質問に参ります。

白川町のホームページも新しくなり、これからもふるさと納税をプッシュしていくためのまちのPR活動は続けていくわけですけれども、今後はどのような方針で取り組んでいかれるか、お聞きいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

第6次総合計画の基本施策、地域間交流関係人口の創出において、ふるさと納税の納税額を年間5,100万円以上にする、という成果指標を設定をしております。まずは、この成果指標を大きく超えていくことを目標とさせていただいております。本町の寄付額は、おかげさまで年々増加をしておりますが、関市の50億円、高山市の35億円にはほど遠く、県下でも低いのが現状でございます。しかしながら、伸びしろはまだまだあると認識をしております。更に発展できるよう尽力してまいります。

ふるさと納税制度の趣旨の一つでございます。ふるさとやお世話になった地域応援したい地域の力になるといった部分では、白川に関わる人、いわゆる白川ファンの拡充を引き続き各分野の施策において行っていきます。一方で、全国的にも、返礼品競争という側面が強くなっておりますので、返礼品や参加いただける事業者の数をさらに増やしつつ、元々魅力ある白川町の返礼品を見せ方によりブランド力を磨き、SNSの上手な活用方法や、サイトの掲載方法を工夫して、白川町の魅力を全国に発信していくなど、返礼品競争に負けないよう進めてまいります。そのためには、我々が不得手とする、こうした分野を専門としている企業の力添えをいただきながら、更なる発展を目指す準備を現在進めておりますので、展開していく施策の案ができましたら、お示しさせていただき、ご理解をいただきたいと思っております。

以上ご質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

町長にお尋ねいたします。これからも、やはりふるさと納税という形で、トップセールスとしてですね、町長が、例えばバレルサウナに入ってみるとかですね、何か自ら私達はもちろんですけども、返礼品を体験するっていうかですね、そういったPR活動というのは面白いんじゃないかなと思っておりまして、町長にもぜひですね、本当にいろんなところで今行かれまして、コロナが明けてから、多くの皆様方にお会いする機会もあると思ひまして、町長にもぜひ頑張っていたきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴)

町 長

ありがとうございます。大変暑いのでサウナのことを考えるのはちょっと今日は嫌だなと思えますけれども、今のふるさと納税に限らず、他のうちの産品であったり、農産物であったりとか、そういったところのPRっていうのは、事あるごとにしないかなと思っておりますので、県庁県知事さんそれから部長さんと会う時もそうですし、もちろん民間の方と会う時なるべくPRしていますし、今回名古屋市の大学と交流しとって今週実は大学生がこちらに来て、クオーレの方でいろんな町内での活動をされたりとか報告会をされたとか、いろんなことされます。この時に白川町の鮎を是非食べさせてあげたいと思ひ、学生の分全員分の鮎を何とか網解禁で確保して、へろへろになりましたけれども、どうにか確保して天然の鮎というものを食べさせてあげたいなと、鮎も十分ふるさと納税の特産品の物にはなると思ひますし、そういった形で、老若男女問わず県外、県外を問わず、いろんな方にPRできる場があれば、その時にPRをしていきたいと思ひています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

はい、ありがとうございます。我々議員もですね、一生懸命何か事あるたびにPR活動には努めてまいりたいと思ひますので、ふるさと納税アップのために、それを目指してまいりましょうということで、質問を終わらせていただきます。

議 長

はい、6番梅田みつよ議員の質問を終わります。

次に、5番佐伯好典議員。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

それでは、議長から許可をいただきましたので、私の一般質問に入らせていただきます。

今回、私の質問は大きく2つ、1つ目は、本町の学校給食について、2つ目は廃校や生徒の減少に伴う教育財産の処分について、まずは1つ目、本町の学校給食について質問をいたします。

現在、日本各地で地場産の農産物および有機農産物等を活用した給食が推進されています。地場産の農産物および有機農産物等の給食は、子どもや保護者に安心安全なイメージを与え、子育て環境の向上に繋がることはもとより、地場産物を通じた地域との繋がりや魅力の発見による郷土愛の醸成も図れる他、国が進めるみどりの食料システム戦略推進交付金の活用にも繋がるものであり本町の農業振興に資するものだと考えます。特に、オーガニック給食への保護者や有機農業者の関心は高く、有機の里として知られる白川町の魅力向上や、移住の促進に対してもプラスの効果をもたらし、町として大いに推進すべきだと考えます。

白川町では、既に地場産や有機農産物等、給食に活用しており、昨年度には、岐阜県内の自治体として最初となる、オーガニックビレッジ宣言も行い、推進の立場であると思いますが、現在の取り組みと課題、今後の推進について質問をします。

まず1つ目、現在の町の取り組みと課題をお聞きます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

5番佐伯議員の現在の町の取り組みと、課題について答弁いたします。

学校給食では、白川町産の農産物をできる限り使用するよう努めています。給食で使用する農産物については、年間を通じての使用量と時期の計画を農家の方々に連絡して、生産や出荷をいただいています。有機農産物については、町内の生産者の中にNPO法人ゆうきハートネットがあり、そこを通じて有機農産物を購入しています。法人の中の10名が出荷を行っています。この法人からの提案により、令和3年10月より月1回の有機米の日を設け、令和6年2月から月2回にしているところです。それに加え、町内産の米も、農協や各地区営農組合から月1回購入して給食に提供しています。

給食センターでは、次月の献立を作り、毎月15日頃に生産農家に依頼をかけ、必要な農産物を確保しています。足りない場合は、複数の方から購入しておりますが、それでも給食に必要な数量に満たない場合は、町外の業者から調達をしています。

令和5年度の給食材料に関する購入実績では、主食としまして、米、パン、麺がございますが、購入金額は368万8,000円で、主な納入業者は、岐阜県学校給食会となっております。そのうち、町内産は10.3%で、37万9,000円の額となっております。また、副食、米以外の給食材料でございますが、購入金額は、2,422万6,000円で、そのうち町内産は10.1%、245万4,000円の額となっております。課題としましては、有機農産物の価格にあります。米は、給食センターでは、学校給食会の単価を参考に、精米、1キロ当たり340円税込で購入しておりますが、有機米の流通価格は、774円となっております、その差額を町から補助

している状況です。野菜も給食センターの価格は市場価格を参考に決定しておりますが、有機野菜は、流通価格とは大きく乖離しているため、その差額を米と同じように補助しているのが現状です。

以上答弁させていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

再質問させていただきます。1つ目なんですけれども、有機農産物はゆうきハートネットという団体、米は農協や営農組合という答弁をいただきましたけれども、その他の野菜は農家の方々に連絡してという話でしたが、それは全く個人でやってみえるのか、野菜については、どのような経緯で入れているのか、お聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

先ほどの答弁をさせていただいた内容にもちょっとございましたけども、学校給食でございますが、白川町の学校給食年間計画というのを作成しており、チャオ等に出荷している農家、ゆうきハートネットも含めますけども、その計画書を作成しまして、農産物の生産や出荷をお願いしている状態です。よろしくお祈いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

すいません、もう1回確認ですけれど、野菜についてはチャオを通して入れてもらっているという認識でよろしいでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

言葉足らずで申し訳ございません。チャオに出荷している農家、ゆうきハートネットも含みますけども、そこへ計画書を配布し、農家さんに野菜を作っていただき、出荷いただくように調整をしているという状態です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

ありがとうございます。要は個人ということかなと認識をいたしました。

続いての再質問ですけれども、課題のところでは有機農産物の価格について、答弁をいただきましたけれども、有機農産物に限らず生産農家からすると、給食の規格に合わせた農産物の量の確保や、また流通体制、受ける側の給食センターの理解等も課題があると聞いているんですけども、担当課では、今価格以外の課題というものは把握されていないのか、今言ったことがしっかり課題として把握されているのかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

先ほど答弁をさせていただきました。こちらの方で課題として思っておりますのは、量の確保ということが大切かなというふうに思っております。答弁の中にさせていただいたように、町内産で足りない部分は、必要な分町外の方から調達しているという部分がございますので、なるべくなら町内で確保していきたい、してもらいたいというふうに思いますし、それに対する、補助の方も町内産が増えれば補助も必要になっていくかなという部分が課題というふうに思っております。よろしくをお願いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

すいません、出荷農家の方の話は今いただきましたけれども、給食センターの方はやはり町内さんの農産物を受け取る際に、いろいろなご苦労があるというお話があつてですね、そこら辺はしっかりと把握されているかだけ、ちょっと教えてください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

はいしっかりと把握してるかとなるとそこまではということなんですけども、玉ねぎの芯がちょっと悪かったので、代わりの物を入れていただくような形を今年度は生産業者の方にお問い合わせしたということは聞いておりますが、それ以外についてはちょっと把握しておりません。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

いろいろ課題があるということですが、次の質問が推進に関してなので、そこでちょっと触れたいと思います。地場産食材や有機農産物の今後の推進についてどのように考えているかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

今後の推進についてどう考えるか、答弁いたします。

農林水産省では、令和3年度から7年度までの第4次食育推進基本計画を策定され学校給食における、地場産物、国産食料を使用する割合の目標値が示されました。それを受けまして、岐阜県では、学校給食での国産材料を90%以上、県内産材料を66%以上にする目標値となっております。本町でも、この表に向かって有機野菜を含め、推進したいと考えております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

答弁いただきましたけれども、確かに数値が目標値として出ているわけで、それを目標に推進していくってというのはとても大切なことだと思います。ただ、数字というのは結果についてくるものであって、やはり具体的にどのような形で、その数字を実現していくか、まずその計画が必要ではないかなと思います。現状でも、町の状態ですけれども、先ほどお話あったように国産95%、県内産53%のうち11パーセントが町内さんと目標値から考えると、目標値に対しては、かなり達成に近いところであって、非常に努力されているなというのは思います。ただ一番最初の答弁で、学校給食では町内産の農産物をできる限り使用するよう努めるとあったようにですね、やっぱり町内産の農作物の使用率を上げていくことが何より大切なことかと思えます。ご承知の通り、人口は減り、特に農業は高齢化が著しく、担い手も減少、耕作放棄地も増えつつあります。いわゆる多分、危機的な状況にあると思います。であれば、町内産のパーセンテージをできるだけ上げて、先ほど実績ありましたけれども、令和5年度の実績で約2,800万円食材に対して購入の予算があったわけなので、このパーセンテージをできるだけ上げれば、そのお金が町の農業に落ちる。つまりは、それが町の農業振興に寄与するといったことが可能だと思います。やはり数字だけではなく、この予算をどうやって町内産に落とすか、その大きい目標が給食町内産100%を目指すという大きな目標を掲げて、その仕組みを作り上げていくことが、やっぱり行政としては必要だと思います。軽く例えなんですけど、精米1キロで340円なので、30キロで約1万円になると思う。今年は米の値段が上がるっていうような話もありますけれども、大体ここら辺の農家の方で、慣行栽培でやった方はですね、30キロ1万円より安い価格で出して

ることがほとんどです。そういった場合は、給食で買い取ってもらった方が、作った側も助かって、食べる側も町内産で嬉しいと、値段が正当であれば米なら100%町内産も可能じゃないかなと、これ素人考えですけれども思っています。ただですね、当然先ほどの課題にもあったように、農家の方との連携、計画、そして給食センターでもいろんな受け入れ体制、様々な課題があると思います。こういう中で、このような大きな目標を掲げていく取り組みってというのは、とてもちょっとハードルが高いなとは思っています。やはり農業に関わる個人や団体、行政など多くの方に関わって解決しなければ、なかなか進まない話し合いをしていかなければ進まないことだと思います。その解決方法の1つとしてですね、他自治体ではですね農業に関わるいろんな方々、流通も含め給食センターも当然農務課、教育委員会も含めた推進協議会というのを立ち上げて、地場産および有機農産物を使った給食の推進を行っている所があるんですけども、本町ではこういった目標値は今も大分上げていくような形で、どのような推進の方法をとっていくか、ただ単に数値目標ではなく、何か計画を持って、しっかりとしたものを持って進めていくような考えはあるかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

今の有機米や、有機野菜につきましては、生産農家と調整の上で進める必要があるのかなと思います。野菜については季節もので、天候に左右され安定供給が難しいと思いますが、どんどん給食センターに入れてほしいと思っております。

あと、本町では野菜村チャオを含め、農家の方々と会議を行ったことがございますが、コーディネーターを行える人材がいなかったということで、現在栄養士が既存の農家と個別に発注を行う体制になっております。現在の人員ではできることが限られているというのが、今の給食センターの現状でございます。よろしく申し上げます。

農林課長

農業振興の話が少しありましたので、現状についてお話をさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘の通り、農業については、高齢化、また担い手不足ということで、大変厳しい状況にあるということです。学校給食で地元産の野菜を100%導入するという大変大きな目標を立てるというのは当然なことかなとは思いますが、なかなかそういった事情で厳しいという現状がございます。学校給食についてはほんの一部でございますけど、町内そういった農地の荒廃についても大きな問題が広がっておりますが、今年度改めて農地をどうやって守っていくかというような計画を立てる年になっておりますので、営農組合、あるいは野菜村チャオも含めてそういった団体とこの取り組みについて、農業の振興について話し合う機関も持ってですね、進めてまいりたいと思っております。

具体的には学校給食への導入という、やはり調整役というのが必要になってまいりますので

そういった団体は必要かなというふうに考えております。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

確かになかなか課題も多くて大変だと思いますが、今農林課長からご答弁いただいたように進めていくというお話がありましたので、本当にまずは目標を立てる。その目標が、町民全体がそれはやってみようそれは面白そうだ、子ども達のためになる、そういった思いを抱けば、意外と皆さん理解をして協力し合えるかと思えます。やはり、給食という、その年間3,000万円近い予算を使う食材購入を使ってるわけですけども、やはりそこに対して、できるだけ町民が関わる仕組みを作って、町の野菜、米で子ども達を育てようというような目標を掲げれば、本当に良い教育環境も整いますし、僕が目指す「郷土愛の醸成」これも図れると思えますので、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

長くなりましたが次の質問ですけれども、推進について、最初の質問にあったように白川町は有機農業の町としてですね、オーガニックビレッジ宣言をしています。有機給食もそうですけれども、有機農業も子育て世代から関心が高く、白川町としてもっと宣伝をして推進していくことにより新規就農を始め、IターンやUターンを増やすことに有効かと思えますけれども、これは宣言もしていただいた、町長にお考えをお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

今いろんなご提案をいただきましたが、特にちょっと米のお話ありがとうございましたので、ちょっと有機と離れて、少しだけお米の話を、世の中もうずっと米不足米不足ってことで、今マスコミ等でも報道されておりますけれども、米不足の背景には国の施策としてずっと主食米を作らず、転作奨励ということで、米を作らないような農政がずっと進んできたということも1つの原因かなと思います。そのうちに米農家さんもだんだん減り、今本当に米農家さん、かなり全国各地で減っておるというような状況の中ですので、この先大変心配をしておりますけども、そんなことが今の米不足の背景にはあろうかなと思っております。

今日本の食料の自給率は58%ぐらいだと思いますけれども、そんな状況の中で本当に大丈夫かなと、今回も備蓄米を出す、出さないという話はございましたけれども、先行、日本の国内だけで食糧自給も大変心配をされるところであります。

少し前の新聞に、岐阜県の農業の関係の記事が載っております、その中の農業の従事者数がこの5年間の統計の中で2割ほど減ってきたというような数字になっておりましたし、その従事者のほとんどが65歳以上というような状況です。これは町内を見ても明らかな状況で、高齢化

もかなり進んできておると思います。遊休農地もかなり増えてきておりました、遊休農地を今どう解消するかということで、集落営農であったり、今の有機農業の方に使っていただいたりということで、農地の有効な活用もお願いをしておるところかなと思っております。

今お話がございました、オーガニックビレッジ宣言でありますけれども、そういった中でずっと今までゆうきハートネットさんが中心となられて有機の方々を、町外からたくさんの移住者も入っていただき、農業の指導もしていただき、進めていただいております。ちょうど昨日黒川の竹川初音さんと話をする機会がありまして、研修生の受け入れをしていただいておりますので、順調に研修生の方も指導ができていますということをお聞きしたところでした。多分いきなり入ってきてはすぐにはなかなかできないと思いますし、一番新規で就農で入ってきた方が心配するのは、本当にそんな農業で食べていけるのか、生活していけるのかということが、私どもがはたから見えておって一番心配するところだと思っております。ですので、今おっしゃられたように有機の野菜を作って十分な収入を得て食べて生活をしていけるということも一番だと思いますので、とにかく闇雲にどんどん生えてきてほしいというだけではいけないので、それも必要かなと思います。今有機さんが主でやっていただいておりますし、私が出しましたオーガニックビレッジ宣言の中にも「有機ハートネットを中心として」というような文言も入れさせていただきましたけれどもそういった形で今は有機さんを中心に進めておるところであります。

具体的に今何をどう進めて、これから推進をするかというところの説明はまだできませんけれども、そういった形で進めたいと思っておりますし、この宣言をしたということで、おっしゃっていただいたように、岐阜県ではうちだけということ、それから東海地区でもまだ数少ないということ、国もどんどん有機を推進しておりますので、しておるもののなかなかこれ多分、思ったようには、東京の机の上で考えておるように簡単にはいかないと思いますけれども、そういった中で、うちは宣言もさせてもらっているんで、いろんな農政の有機の関係の助成制度であったり補助事業であったり、事業もございまして、そういったものも使うということについてはこの宣言をしたということがかなり大きくてですね、いろんなところで採択もいただいておりますし、また県も東海農政局も時々本町へ来ていただいて、現場を見ていただいたり、実際にそういった方々と会って話をされたりとかいうこともありますので、そういった形で進めていきたいなと考えております。

本当に今お茶についてもかなり深刻な状況になってきて、本当はお茶を有機で進めたいと入ってみる方がいると一番いいなと思いますが、お茶はなかなか手を出していただけないので難しいですが、お茶畑をこれからどうするかということもあって、野菜だけに限らずこれからお茶畑を使った、例えば果樹園でくりですとかそういった物の活用も考えられますので、そういったものの有機の栽培ということもありうるのかなと、町議会議員さんもブドウを育ててみえると思いますが、そういったものも考えられるので、いろいろな方面で、野菜とか米だけに限らずいろんな方向で有機の活用ができればというようなことを考えております。

以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

ありがとうございます。オーガニックビレッジ宣言、本当、県内ではここ白川だけということではいろんな東海農政局の方からもですね、一度給食の方の会議へ参加させていただきましたけれども、白川町の有機農家の方、本当に大切にされて、すごく期待されておりますので、本当にこれをチャンスと捉えてですね、広く、行政も含めた上で応援していただきたいなと思います。

それでは次の質問にまいります。続いては、廃校や生徒の減少に伴う教育財産の処分についてです。先日所属する団体の活動で使用するため、旧佐見小学校を訪れた際、教室に残る多くの教材や楽器が使われることなく残っているのを見ました。こういった使われなくなった教材等は、廃校だけでなく、生徒数が減少した学校でも見られ、このまま放置しておくよりは、財源に変え、教育環境の充実に使える予算を生み出すことが、大切ではないかと考えます先日本町では、島地区スパランドに残っていた備品を、オークション方式で販売されました。学校の教材等についても、そのような形で処分を考えることはできないかを質問いたします。

まず1つ目です。現在、使われていない財産の把握はされていますか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

5番佐伯議員の、現在使われていない財産を把握しているか、について答弁いたします。

令和2年4月に白川小学校と白川北小学校が統合して、白川小学校へ、令和4年4月に佐見中学校が白川中学校と統合して、佐見中学校の校舎を佐見小学校へと学校再編を行い、旧白川小学校や旧佐見小学校は現在廃校となっております。その際、質の良いものは既存する校舎へ移しております。

まず、通常備品の管理は、校長の指導のもと教職員で分担して管理し、備品台帳に登録しています。廃校となった2つの学校の台帳も保存しておりますので、使われていないものを把握することが可能となっております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

財産について、廃校となった所でも使われていないものを把握することは可能と答弁いただき

ましたけども、使われてないイコール、即処分が可能なものなのか、物によっては何か手続きが必要になるのか、この使われていないイコールすぐ処分が可能と捉えてもよろしいでしょうか。現状僕が見た廃校に置かれているものというものは、即処分できるものなののでしょうか。答弁をお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

現在は、その廃校になっている部分が校舎の中にあるのが現状でございます。次の答弁にもなってしまう部分でございますけども、校舎と一体になって、中の備品も総務課の方へ管理を移して、管理を変えて次の処分をしていく形を今は考えているのが現状です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

はい答弁ありがとうございます。次の質問にかぶってしまうのでっていうことで考え、ちょっと時間かけていただいたんですけども、ということは、処分する際には、一度、教育財産から一般財産、総務課の方に移した後でないと、できないという認識でいいのでしょうか。イコール、廃校に置いてあるものというものは、基本的に全てすぐ一般財産の方に移行できるのかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

はい、廃校の備品については、今学校にある部分の備品について、今後ストックしておかなければならない備品と、そうでない備品をしっかりと区別して、不要と判断したものについては、校舎と一緒に、中の備品も教育財産から一般財政へ移して処分していきたいという考えを持っております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

ということは、まだもう一段階、一般財産する前に今置いたものをもう一度チェックをして、備品として取っておくものを、また選別する必要があるっていうことで理解したんですけどもそうなってくると、やっぱり廃校も環境があまりよろしくないんで、中にちょっと動物が入り込

んだりしてるのもちょっと見たりしたので、そういったことをですね、できるだけ迅速に進めていただきたいんですけども、次の質問をちょっとかぶっちゃうかもしれないんですけど、やはりすぐに売却できる状態にしておくことが必要だと思いますけれども、そのタイミングっていうのは具体的に考えられているのか、いつどのタイミングでその一般財産への移行を考えているのかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

内容につきましては、今のお伝えしました区分をしっかりと段階で、早めにそれを行い一般財産の方へ処分の方を動かしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

具体的にちょっと出てこなかったんですけど、次の質問にちょっとかぶる部分もありますので次に行きます。

今、そういったこれから一般財産に変えていくものですが、そういった財産を売却してその財源を活用する考えはあるかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

今のご質問に対する財源として活用する考えはあるかということでございます。

学校備品の不用品につきましては、官公庁のオークションやメルカリなどの様々な売却処分の方法を研究して、少しでも多くお金に換えたいというふうに考えております。

ご質問にありました子どもの減少に伴いまして、今現存する学校で使っていない備品につきましては、その学校が存続する段階で処分する考えを持っておりませんが、学校自体が廃校になった段階で処分を考えていきたいというふうに考えております。

以上答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

はいちょっとまた先程の質問になってしまうんですけど、今、備品をもう一度チェックを

して、それを一般財産にしてそれから処分と、それを財源として活用する考えがあるということですが、元々資源回収の部分の財源というのが、学校ですごく必要不可欠だっという話が、ちょっと学校でいただいたことがあるんですけども、佐見地区はそうやってゴミステーションができたということで、ある程度、今年聞いた話では、多分20万円ぐらいの財源が確保できるのではないかと、という話は聞きましたけれども、蘇原地区でもその動きがあります。まだ決定ではないので、どういうふうなかわからないんですけども、当然、そういった形でゴミステーションができれば、その財源についてどうしようかっていう話になってくると思うんですが、佐見と違って蘇原まだそこが不透明で、学校のために使うということになればその財源というのも活用できると思うんですけども、そうでない場合は、やはりその資源回収によって学校に入っていた財源がなくなるわけですね。そういった意味で、学校教育の中で、なかなか自由に使える財産がないと、ただし、廃校には財産になるものがあるって、つまりはですね、もう処分できるものであればできるだけ早く財源に変えて、それを計画的に学校に活用してもらおう。やはり子どもの教育の方で何回も伝えたことがあるんですけど、あつという間に成長しちゃうんですね。

子どもはすぐ、どうしようどうしようって考えている間にもう卒業して町を出ていってしまう。そのやはり短い機会を最大限に白川町で育てよかたって思えるような環境できるだけ整えてあげたい。そうなってくると、やはり今一般財産についての計画っていうのはちょっと曖昧な答弁でしたけれども、やはりしっかりと計画を持って、佐見はもうそこは廃校になって、備品がある訳ですから、一刻も早くそこら辺を精査して、売却方法答弁の中に、官公庁のオークションやメルカリみたいな話がありましたけれども、僕の方ではメルカリをちょっとチェックしました。結構な自治体が参加していて、岐阜県の中でも関市とかですね、揖斐川町とか、いくつか参加されてるんですけども、結構こんなものがこの値段で売れているんだというものがかなり売られていて、実際は売り上げが100万円を超えているところもあります。

やはりここの検討もしっかり必要だとは思いますが、やはりしっかりと早い計画を持って、財産をどんどん処分をして、子どもの教育環境に充てる考え方が必要だと思います。

もう一度聞いて申し訳ないですけども、そちらの一般財産への処分、できるだけ急いでいただきたいんですけども、その具体的日にちとか出せれば、ぜひお願いしたいのですが、よろしくお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

その件につきましては、早めに処理をしていきたいと思っております。今議員からお話のあった中で内容を聞きますと、財産を早めに処分するという周囲の部分と、今度支出に対する子ども達へのその資源回収とか、教育活動に対するその支援の手厚くという部分だというふうに2つありまし

て、その入る部分についてはなるべく早く台帳管理がしてありますので、区分して対応するっていう部分と、子ども達に対する支援の部分については、今の蘇原の方でそういった動きがあると、資源回収が減ってくるという部分の中で、今まで活動した部分が少なくなるようであれば、その部分は補助金としてどう対応していくかという形になるのかなと思いますので、そこはまだ入る部分と出す部分でちょっと違うのかなと思いますが、少しでも子ども達のためにいいふうになるように、そこは検討していきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

最後に一言、元々資源回収で得たお金というのは学校が自由に使えて非常に助かるという話だったんですけども、そもそもそれがなくても、学校に必要な予算を充てるべきではないかという話もいただいております。

今、教育課長の答弁にあったように、その部分がもしなくなっても問題なく、そういった予算を充てていただけるのであれば、本当にありがたいなと思っておりますけれども、それプラス、今のこの教育財産、また他の自治体では、教育に限らず、一般財産、要は学校以外の物も広く扱って有効に財源を確保しておりますので、また広くいろんな視点を持って、財源確保に努めていただきたいと思います。

これで私質問を終わります。

議 長

5番佐伯好典議員の質問を終わります。

ただいまから午後1時00まで休憩します。(午前11時59分)

議 長

再開します。(午後1時00分)

議 長

次に、4番三戸勝徳議員。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は熱中症の予防と対策について質問をいたします。地球温暖化よりも強い印象を受ける地球沸騰化という言葉が、昨年の新語流行語大賞にノミネートされ、注目されました。これは世界平均気温の最高記録を更新したことや、気温上昇によるあらゆる影響などから、地球温暖化が深刻な状況になっていることを強調するために、国連のグテーレス事務総長が述べられた言葉です。地球沸騰化が与える影響は、森林火災や洪水などの自然災害の増加、農作物や水産物の被害の拡大、そして、熱中症などによる人体への影響など、既に様々な形となって現れています。諸説あ

りますが、一説では2050年頃の我が国の最高気温は全国的に44度ぐらいになるとも言われています。

様々な課題がある中で、今回は熱中症について取り上げ、質問させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

気温上昇が進んだことで、日本でも夏の暑さはより過酷な状況となっており、熱中症による死亡者数は、2010年以降、年平均で1,000人を超えています。また、熱中症といった直接的な被害だけでなく、食欲低下や睡眠不足、自律神経のバランスが乱れるといった心身の健康リスクも上昇する恐れがあります。

国では、令和4年4月に熱中症対策行動計画の改定を行い、一層の熱中症対策に取り組んでいくことを定めています。

本町においても、今年の夏は昨年につき、35度を超える猛暑日がありました。9月に入りましたが、30度を超える真夏日がしばらく続くと予想されており、まだまだ暑さ対策を怠らないようにしなければなりません。

そこで初めに、保健福祉課長へ質問させていただきます。1点目といたしまして、ここ数年の本町における熱中症での救急搬送者数を、年齢区分別、搬送事例別と傾向について聞きいたします。また、岐阜県のデータについてもわかれば教えてください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

4番三戸議員の熱中症の予防と対策についてのご質問にお答えします。ご質問のありました白川町や岐阜県の熱中症搬送件数について回答いたします。

熱中症での救急搬送件数は、岐阜県では令和3年862件、令和4年1,285件、令和5年1,676件、令和6年7月末になります。令和6年7月末は932件となっておりまして、その年齢区分は、令和5年度の総数に対する割合で見ますと、新生児は0%、乳幼児が1.4%、少年が13.4%、成人が29.2%、高齢者56%となっております。

傷病程度も軽症が58.5%、中等症が329.4%、重度が1.9%、死亡が0.06%で、その他が0.06%、その傾向は令和3年から動向を見ても大きく、変化はしておりません。

一方、白川町の救急搬送件数は、令和3年は4件全て高齢者です。傷病程度は軽症が2件、中等症が1件、重症が1件となります。令和4年は7件となりまして、うち高齢者が6件、成人が1件です。傷病程度では軽症が2件、中等症が4件、重症が1件です。1件であった成人は中等症となります。令和5年は7件で、うち高齢者が6件、成人が1件、傷病程度では軽症が2件、中等症が3件、重症が2件です。1件であった成人は重症でした。令和6年8月末までには既に7件で、うち高齢者が5件、成人が2件、傷病程度では軽症が2件、中等症が4件、重症が1件です。うち成人は軽症と中等症に1件となっております。

搬送の傾向は町内の件数では数件ですので限定できませんが、国内、県内の動向を見ても、増加の傾向が見られます。また特に全国では気温の高くなる6月末から8月初めの時期に搬送件数が増加しています。

熱中症の発症場所を総務省の発表資料から見ますと、その多くは住居内または住居施設内での発症で、令和5年度は約40%を占めておりました。次いで多いのが、歩道も含めた道路16.6%、屋外の多くの人が入り出りするような場所、競技場や駐車場などですが12.8%でした。暑さが厳しい8月をピークに、屋外での作業に注意されるためか、屋外での搬送件数が少し減り、住宅内敷地内での割合が増えている状況です。

以上答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

詳細に数字をありがとうございました。救急搬送者数の増加とですね、そして圧倒的に高齢者が多いというようなことはある程度予想はできますけども、発生場所がですね、屋内、あるいは敷地内、これが全体の4割っていうのはちょっと意外な思いもしておりますけども、そんなことも含めてですね、次の質問2点目に移らせていただきます。

熱中症特別警戒アラートが発表されると、クーリングシェルターが開設されますが、それぞれの施設での利用状況についてお聞きします。なお、アラートが発表されなくても利用することは可能となっているのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

今年度から過去に例のない広域的な危険な暑さが想定される時には、人の健康に関わる重大な被害が生じる恐れがあるとして熱中症特別警戒アラートが発表されます。これは、現在も通常発表されている熱中症警戒アラートとは違い、特別警戒として出されます。その場合に、暑さをしのぐための避難所としてクーリングシェルターを開設することになっております。白川町の会場は町民会館、そして各地区のふれあいセンター、また楽集館、地域福祉福祉センターさわやか白楽園に設置をしております。ただ、今までに全国で特別警戒アラートというのは発表されたことはありませんので、開設はしておりません。現時点で特別警戒アラートが発表されていない時には、シェルターとしては開設しておりませんが、各施設とも会館の利用に差し障りのない範囲であれば、厳しい暑さを避ける目的でご利用いただくことは可能です。個々で施設に対してご相談いただくようお願いをしたいと思います。

またこのシェルターは、ご自宅でエアコン設備の部屋で過ごせないような場合に使用いただく

ものです。シェルターでもいいですし、それぞれでエアコンのある友人、知人宅で暑い時間を過ごしたり、店舗に出かけたりと工夫もいただけると良いかと思います。

以上答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

クーリングシェルターに対する認知度なんですけど、私も地元でお聞きしてもですね、その名前そのものや、場所などを知らない方がかなり多いのですが、まず周知をし、知っていただくことが必要だと感じましたが、それに対しての具体策はあるでしょうか。

それと、距離的な問題っていうものがありますので、例えば私の地元の黒川を想定しますと、奥新田辺りからふれあいセンターまでは相当距離もあるし、足も確保できないようなお年寄りはどうするんだというようなこともあろうかと思えます。そうしたことを考えた時に、今後場所数の拡大であるとか、それに伴って民間施設や企業との連携の考えはないでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

議員がおっしゃる通り、今年度初めての政策になりますので認知度の低さというのは認識をしております。先ほど申しあげました、7施設をクーリングシェルターとして開設をお願いしております。今この運用が始まるのが4月の終わりから10月の下旬までというのが運用期間になり、この期間の間にはクーリングシェルターであるという表示を各施設に上げていただいております。この施設をご利用いただく方が、それを目にいただきまして、クーリングシェルターというのがあるんだということを知っていただくということも一つの方法かと思っています。今回クーリングシェルターを開設するに当たり、啓発とともに、クーリングシェルターがここにありますというような、そういったチラシを作りまして、皆さんに周知させていただいたり、広報に入れさせていただいたりしております。今年度初めてでしたので、これから熱中症の啓発を続けるうちに何度も繰り返し周知をしていくというようなことに心がけていきたいなというふうに思います。

またもう1つご質問あった民間との連携のうちでシェルターを開設できないかということですがそれは可能だと思います。今年度初めての開催でしたので4件いうところでとどまっておりますが、今後ご協力いただける店舗などを伺いながら拡大することは可能だと思いますので検討したいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

ありがとうございました。ぜひよろしくお願いします。

それでは次の質問に移ります3点目ではありますが、すぐメールや広報無線などでの注意喚起は都度見聞きしますが、その他の方法で熱中症対策について何か啓発等されていることはあるでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

予防に対する啓発ですが、多くはすぐメール、音声告知放送などで注意を呼びかけています。

熱中症の救急搬送の年齢区分を見ますと、約56%は65歳以上の方です。白川町においても、高齢者の搬送がほとんどです。特に高齢者の方への注意喚起として、民生委員さんにご協力をいただき6月から7月にかけて、ペットボトル飲料とともに啓発チラシを手配りしながら予防をお願いしてきました。また、8月にも再度新たなチラシを配りながら呼びかけをお願いして、その他にも介護保険利用者の方を対象に、ケアマネジャーに呼びかけをお願いしたり、機会を捉えて、会議でチラシを配りながら予防をお願いしています。

今後も啓発できる機会を捉えながら、命を守る行動についてお伝えしたいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

私自身も地元の集まりの際に、熱中症に触れて話をさせていただいたことがありますけども、行政サイドとしても今後さらに、あらゆる機会を捉えて啓発していただきたいと思いますが、特に、高齢者が集まるような機会、例えば年度初めに開催される寿会とか福祉会などの総会の中で、熱中症に関しての講話をしていただくというようなことはできないかとも思います。最初杉山議員の方からもありましたけれども、なかなか高齢者お年寄りに対してですね、いろんなこういう取り組みをしてもなかなか理解を得られるのが難しい部分もあろうかとは思いますがこの点についてはいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

各団体からのご要望がありましたら出向きまして、啓発についてお話することは可能だと思います。ただ、各団体くまなく回りましてお話をすることはなかなか難しいと思いますので、

例えばチラシを配るだけではなく、保健師から熱中症予防に対するメッセージをお伝えするっていうような、代読をしていただくような形になると思うんですけども、そういった形などいろいろ工夫をしながら、皆さんに声が届くように努めたいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

この点についてもですね、ぜひ、あらゆる機会を捉えて取り組んでいただきたいと思います。

次4点目になりますが、例えば、高齢者世帯のエアコン設置調査やそれに伴う対応など、高齢者の意識を醸成するための取り組みは何かされているでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

高齢者の啓発ということでは、先ほど申し上げた形で啓発しております。議員がおっしゃったエアコンの調査については現時点では考えてはおりません。エアコンが設置維持されていても使用しない高齢者が分多いといった状況も耳にするところですので、まずは熱中症に対する予防の呼びかけを続けたいというふうに思っています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

再質問というより私の思いになりますけども、最初の答弁で、昨年度の熱中症発症場所なんですけど、屋外での搬送割合が減って、逆に住宅内、敷地内の割合が増えているということでしたけども、少し考えてみますと、これは日中炎天下で農作業とか草刈りといった屋外作業が危険であるという認識が深まってきているのではないかなというふうに思います。一方で、屋内なら大丈夫だろうという誤った認識もあるのではないかと推測します。今後は、このあたりを正しく認識していただくための啓発をしていかなければならないと思います。また、日中に限らず1日の最低気温も高く、熱帯夜も増え続けております。夜間の熱中症の発症も多いですが、一因としましては、先ほどの答弁にもありましたが、エアコンを設置していても、電気代が高いからという理由で、もったいないからといって使用しない方もそれなりにあるのではないかなというふうに思います。私の母も、今は他界しておりますけども、節約することとかですね、あるいは我慢することといった体質が身にしみついているというふうに感じておりました。

高齢者といっても、私自身も高齢者なんですけども、幅広い訳で、やっぱり戦中戦後を苦労して生き抜かれた方とかは、やっぱり勿体ないとか我慢するんだっていうそういう思いっていうの

は強いと思います。そうした方に、一度身に付いたその意識を変えていくっていうことは簡単ではないと思うんですけども、事あるごとに地道に訴えて理解を得ていく、そういうお年寄りに対する周知というものが、大切だと思いますので今後よろしくお願ひしたいと思います。

それですね、質問ではございませんが、保健福祉課長に対しては最後になりますが、保健師としての立場で、熱中症予防に関して町民にぜひ伝えたいことがあればお願ひします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

熱中症予防のお話をさせていただく機会をいただきましてありがとうございます。

予防のためにはまず何より大切なのは暑さを避けるということです。皆さんご承知だと思います。エアコンや扇風機で温度を調節いただくことにはなりますが、高齢になると暑さを感じにくくなっております。無理をしないでエアコンも使用されるということ、今三戸議員もおっしゃいましたが、エアコンを使っただけをおすすめします。また、湿度が高いときにはリスクはさらに高くなります。注意をいただきたいと思います。服装は汗が蒸発しやすく、体の熱が発散できるような服装が好ましいと思います。また、暑さが厳しい時には、不要不急の外出を避けることが望ましいと思います。これくらいは大丈夫だろうと思い、無理をして外の仕事を続けるということは危険だと思います。水分補給に関しては1日1.2 リットルが目安になります。こまめに積極的な水分補給をしてください。高齢になると喉の渇きも感じづらくなります。朝起きた時、外出前後、入浴前後はもちろん1時間ごとにコップ一杯の水分を摂るように心がけていただけるといいかと思います。アルコールは体の水分を外に出す作用がありますので、アルコールでの水分補給は、それ以上の水分を失うことになります。おすすめはできません。

熱中症リスクは、特に高齢者とお子さん、心臓や糖尿病など疾患をお持ちの方、障害をお持ちの方は高くなります。より一層ご注意ください。

今お伝えしたことは普段意識されているかと思いますが、暑さに負けない体作りも必要になります。野菜やタンパク質などバランスの良い食事を3食摂ること、そして規則正しい生活に心がけて十分な睡眠をとること。春頃から、適度に体を動かして汗をかくような運動をすることで、暑さに負けない体を作ることに繋がります。夏を迎えるまでに熱中症に負けない体作りに心がけ、家族、ご近所でも熱中症予防について声を掛け合い、命を守る行動に心がけていただきたいと思っています。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

どうもありがとうございました。

それでは次に教育長へ質問させていただきます。

1 点目といたしまして、高齢者とともに、熱中症弱者と言われる子ども達を守るために、国では学校における熱中症対策のガイドラインが作成されていますが、教育現場における熱中症予防のためにどのような施策があるのかをお聞きいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

教育長

4 番三戸議員の、教育現場における熱中症予防のための政策についてお答えをします。

熱中症を予防するためには、熱中症がどのような条件で発症しやすいかを考えて対策をします。熱中症は気温、湿度、日差し、締め切った室内などの環境条件、高齢者、乳幼児、持病がある低栄養状態などその人の体の条件、そして激しい運動、長時間の作業など、行動の条件これらの条件が複雑に関係して発症します。既に国や県では対策の例を示しており、町ではそれらを学校や保育園に通知しています。従って熱中症予防に関する白川町独自の政策といったものはありませんが、現在どの学校でも行っている主な取り組みを紹介します。

環境の条件に関するものとして活動する場所の暑さ指数WBGTと言いますが、これをこまめに測定し、これが28度以上の場合、激しい運動は中止をし、さらに31度以上の場合、原則運動は中止をすとしてしています。服装もできるだけ涼しいものにしたり、運動の際マスクを外したりすることも環境の条件に対応したものです。また、運動会の練習においては運動場にテントを張り、日陰を作って休憩するようにします。体の状況に関するものとして、先ほどのテントの中での休憩の際に水筒を持参し、適宜水分を補給したり、個別の対応として塩分を補給したりするようにしています。

行動の条件に関するものとして、熱中症が起こりやすい時期に激しい運動や長時間の運動することは、体内に多くの熱が発生するためこれを控えるようにします。また、運動した場合には、水分や塩分が補給しやすいようにしています。

以上基本的な取り組みを紹介しました。ただし、扇風機の台数とか使う頻度などは、学校の立地条件などによって違いますので、さらにその人の体の条件は、また一人一人違いますので、取り組みは一律ではなく、ケースバイケースで対応しています。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4 番 三戸勝徳議員)

4 番

再質問ということではございませんけども、今後さらに、一層暑さが厳しくなる中で、少しで

もリスクヘッジを図っていかなければいけないと考えます。その意味では、以前梅田議員から学校体育館にエアコンを設置すべきとの意見がありましたけども、これ財源の課題とかです、学校統合、新校舎の建設といった関連もありまして、なかなか難しいということは承知はしておりますけども、いわゆるハード面の整備をして、リスクを軽減していく観点から考えますと、やはりこの議論というものは放置できないというふうにも思っております。教育現場での熱中症対策と、一方で避難所の役割も担っているという観点からしますと、今後の課題の1つであるなということをおもいますので、この場で私個人としての現時点での意見を述べさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

それからですね、2番目といたしまして、先ほど予防と対策についての答弁ありましたが、本町において、学校等で実際に熱中症が発生した場合の対応は、マニュアル化されているでしょうか。また、教職員間でそれを共有し、徹底してみえるでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

教育長

まず対応マニュアルは整備がされています。そして、教職員間で共有もされています。熱中症が発生した場合の教職員の役割分担、それから、消防署医療機関、構内や関係機関への連絡体制などを整備しています。さらに、応急手当や救急救命処置などの講習も実施することもあります。これらは熱中症に限らず他の緊急事態の場合も共通するものでありますので、教職員間で共有をしております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

この点についてはですね、私も以前、黒川小学校の校長先生と話をしたことがありまして、確かに今の答弁と同じようなお答えをいただいておりますので、確認を兼ねての質問でございました。おそらく他の学校でも同様だと思いますので、安心をしておりますので引き続きよろしくお願いをいたします。

それでは、3番目の質問となりますけども、子ども達が熱中症にかかりにくい体作りをするために、どのような取り組みをされているでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

教育長

この質問につきましては、最初に述べた対策のこと、あるいはその前の保健福祉課長の答弁とも若干関係しているところがございます。

まず人の体は運動などによって、体の中に熱が発生し体温が上昇した場合、通常は体温調節機能が働いて、末梢血管の拡張とか汗をかくというような事によって熱を逃がして体温を平常に戻していくっていうことができるようになっていきます。しかし、体の調節機能が崩れると、熱が体の中に溜まってしまって、熱中症となってしまいます。そうならないためには、食事、睡眠などの基本的な生活習慣によって体調を維持することが大切で、それには家庭の協力も必要とします。

各学校から家庭向けに啓発資料を配布したり、統合後に健康観察をしっかり行ったりすることによって「体調を崩さないようにする」あるいは「崩していないか」というような確認をしています。

また、体を暑さに徐々に慣らしていくと、暑熱順化と言いますが、それも大事なことで、暑くなり始める5月頃から運動により発汗を促すとともに、水分や塩分を適切に摂取する方法があります。個別に対応しなければならないことがありますので、家庭との連携をとって進めております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

私の地元に黒川小学校PTAの歴代会長で組織する「ゆづりはの会」というものがあります。

会の活動の一環としまして、黒川小学校児童の夏休み前の下校時の様子を見守る活動があります。私も会員ですので、今回は今年の夏は1日だけでしたが、近くのポイントで下校する様子を見た訳ですが、非常に暑い中、6、7人で、ほとんど低学年と思われる子ども達が汗だくで重そうな荷物を肩にかけたり、手に持ったりして、つらそうに歩いておりました。学校から柿反方面へ向かっていますので、上りの方になりますけども、私も思わず「無理せんように休みながら行かなあかんよ」とか「水筒持ってるんなら喉が渴いたら水分取らなあかんよ」と声かけをしましたけども、我慢してずっと歩いていったように見えました。もし熱中症で倒れたりしたらというふうに考えますと、しばらく一緒に付いて行ってあげればよかったかなというふうにも反省をしております。

熱中症に負けない丈夫な体作りに対して、指導、取り組みは十分されているということでしたけども、一方でですね、下校の際、何かあった場合の責任というものは保護者にあるというふうに聞いております。そういう中で、先ほど申し上げたような現状があるということと特に1日を過ごして疲れた体の状態で下校する子ども達に対して、学校ではどのような指導をされているでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

議員が述べられているように、その登下校中は子どもだけになるということがほとんどでして、交通事故、あるいは不審者、そしてまたこの熱中症の問題など、大変心配されることが多々あります。1つ事例を御紹介しますが、今年6月の可茂地区の事案です。ある小学生が早下校で下校中、休憩や給水をしながら下校し、自宅まであと700メートルという所で気分が悪くなり、路上に2回嘔吐しました。この児童は朝から食欲がなく、十分に朝食をとらないで登校していたそうです。この児童に遭遇した中学生が児童を日陰に連れて行き、子ども110当番の家に報告し、緊急搬送が無事に終わったというような事例が可茂地区で起こったことです。

この事例については、町の校長会でも、この通りの内容しかそれ以上は詳しいことわかりませんが、報告しておりますので、各学校の間では、こういった内容は共有がされているというふうに思います。

ただ、議員もご指摘のように登下校の責任は原則保護者にあるということになっています。ですがもちろん安全に登下校に関して指導するという責任は学校にもあります。決して学校は無関係無関心ではありません。

ちょうど文部科学省が学校における熱中症対策リストというものを出しまして、その中に学校におけるということで29項目のチェックリストがあります。

そのうち一つだけ登下校中の指導に関する内容も、掲げてあるように、学校も関係はしているということです。本町はバス通学者がかなり増えてきておりますが、徒歩通学、自転車通学も沢山います。そして、少子化によってどうしても最後は1人になって、家へ帰るといふ子もいる訳でして、登下校は熱中症に限らず不審者の問題とか、交通安全の問題などを考えていかなければなりません。

今回の議員のご質問を受けて、学校においては家に帰りつく体力まで学校で使ってしまうような激しい運動とか長時間の運動は避けるべきだということ、それから子どもに対してあるいは職員に対してもし途中で気持ち悪くなった、苦しくなった時は子ども110番というものが使える110番の家をしっかりと確認しておくというようなことも再度周知徹底したいと思っております。また、先ほど可茂地区の例を挙げましたけども、この子については、この情報だけでいうと朝から体調が悪かったということもあり、と書いてある事から、子どもの体調管理については、学校では登校した時はもちろん、それから家庭でも気を配ってもらって、ちょっと具合が悪いようだったら学校に連絡をしていただくと、こういったことも大切であるということと呼びかけていきたいと思っておりますし、議員がおっしゃった柿反の下校の様子なども、今後地域でそういうような様子を見られたことがあったら、遠慮なく学校に伝えてもらえれば学校でも適切な指導ができると思っておりますので、学校と保護者、PTA、地域と連携しながら子どもを守っていきようにしたいと思っております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

はい、ありがとうございました。本当に大切な子ども達ですので、その子ども達の命を守ることですね。教育現場、さらに地域の中でそういう話題を私の方からも発信していくようにしておりますし、組織している「ゆづりはの会」でも、以前は実はポイントポイントではなくって、最後の子どもまで見送っていたんですが、だんだん会員の意識も薄れているとか、いろんな状況がありまして、ちょっと今できていないので、またこれも復活させていった方がいいのかななんてそんなことも思っております。今後ともよろしく願いをいたします。

それでは最後になりますけども、総務課長へ1点だけ質問をさせていただきます。

炎天下で屋外業務に携わって見える本町の職員に対し、どのような熱中症対策をしてみえるでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

ご心配いただきまして、ありがとうございます。職員の熱中症対策については、これまでは注意喚起のみのような状況でしたが、今年度から強化をしております。具体的には、建設環境課、農林課などでは、工事現場の立会いなど、屋外作業を行う際にはファン付きベストの着用勧めております。

職員は普段の作業服は自己負担で購入していますが、ファン付きベストについては、ベスト本体は自己負担で購入してもらい、電動ファンとバッテリーを公費で購入して、対応しております。

ファン付きベストは既に自費購入している職員もおりますので、対応にばらつきがある状況ですが、今後もファンとバッテリーについては公費で購入し、ベストの購入や着用については、職員の自主的な判断に任せていく予定です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

はい、再質問はありません。

私自身も議員になる前は、一会社員として地元のガス会社に勤めておりました。私の仕事はほとんど事務仕事が多かったので、ほとんど中におりました。ただ、大半の男性社員は、外仕事をしておりました。こういう時期は本当に大変だったんだろうなっていうことをですね常々思って

おったんですけども、やはりそういう中でファン付きのベスト、あるいはジャンパーといいますが、そういったものを会社で支給して少しでも快適にというようなことで、作業ができていたと思います。

質問をする時も、すぐ総務課長の方から今年からちょうどそういう取り組みをしているということで安心しましたが、今ですね、ファン付きのベストに限らず、冷却ベストとか首に付けるネッククーラーやネックファン、被るだけで頭がひんやりするようなクールダウンキャップとか、様々な熱中症対策グッズがあるわけですけども、役場職員はもとよりですね、例えば委託されている作業員の方も含めて、少しでも快適に炎天下での作業ができるように、今後も臨機に対応していただくようによろしく願いいたします。

これは行政サービスを担っている人材がですね、熱中症で倒れてしまうと、ひいては町民サービスが低下するというようなことにも直結しますので、よろしく願いしたいと思います。

以上になりますけども、今回熱中症予防と対策について質問をさせていただきましたが、今後ますます厳しくなると予想される夏の暑さに対し、安全安心なまちづくり、熱中症から町民の命を守るという観点からも、状況に応じた更なる取り組みに注力していただきますようお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長

4番三戸勝徳議員の質問を終わります。次に、3番伊佐治優議員。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

はいそれでは議長にお許しをいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

その前に先週、少し農作業の方で無理をいたしまして、若干、体に支障をきたしておりますというか、簡単に言うと、軽い座骨神経痛でございますのでちょっと座ったりするので、お見苦しい点があるかもしれませんがご容赦願いたいと思います。

それと上着を着て、涼しそうな顔してますが、暑い中ですので熱中症にならない程度の質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは質問させていただきます。1990年代のパソコンの普及、発展と普及はその後のインターネットや携帯電話など情報通信技術の融合により急速にデジタル技術が普及してきました。

そんな中でコロナウイルス感染症に見舞われたことで外出行動の抑制や3密を避けた行動が推奨されるようになり、これにより、国民生活や経済活動維持の観点から、それまでデジタル化が進まなかった領域を含めデジタル活用が広がることとなりました。国は国家戦略としてデジタル化を推進し「自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定して、全自治体でのDX取り組みを進めていくこととしました。

岐阜県では「誰一人取り残されないデジタル社会である岐阜県」を基本理念に、DX推進計画を策定し、行政のデジタル化と、市町村行政のDX支援、各分野のDXを三本柱と掲げ、県のDXデジタル化を推進するとしています。

自治体DXを進めるには、とりわけ市町村の役割が重要とされ、自らが似合う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用利用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められるとともに、DXを推進するにあたっては、住民等その意義を共有しながら進めていくことも重要とされています。

さて、白川町では「総合計画基本目標の最新技術と情報を安心安全な暮らしに生かす」として、情報化等最新技術の活用が不可欠とし、美濃白川DX戦略が策定され、計画期間を令和5年から9年度までの5年間として、取り組まれております。

行政の効率化や住民サービスの向上に向けての必要な取り組みであり、大いに推進していただきたいと思いますが、DX戦略について次の点についてお尋ねいたします。

1番としまして白川町の情報化の基本方針に掲げる4つの情報化と重点政策の推進についてお尋ねします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

初めに、美濃白川DX戦略の概要について簡単にご説明させていただきます。

白川町のDX戦略では「情報化で暮らしに便利と豊さを届けるまち」を基本理念に、4つの情報化として、「行政」、「暮らし」、「経済産業」、「安心安全」のテーマに沿って、従来より行っている各種事業の推進と新たな取り組みを定めております。多岐にわたる事業の中でも、計画期間でございます5ヶ年で、町民の方が実感できる効果を上げるため、また、全世帯対象に実施をいたしましたICTアンケートで、ニーズの高か5つの項目を特に重点を置いて推し進める施策、重点施策として設定をしております。

伊佐治議員のご質問にはこの重点施策の進捗状況について答弁をさせていただきます。5つの重点政策のうち1つ目の重点施策は「自宅や場所を選ばないで受けられる医療健康福祉サービス」です。DX戦略の推進と連携のため、白川町地域情報化推進協議会を組織し、令和5年度からは、白川病院も加わっていただき、健康医療福祉の連携を進めております。同年度に白川病院が、県のDX補助金を活用して電子カルテを整備導入し、オンライン診療の実現に向け、インフラ基盤整備の方が完了をしております。

2つ目の重点施策「便利な公共交通の予約管理システム」でございます。町民や旅行者、来訪者が便利にお出かけしらかわの予約や確認ができるように、先進的に取り組んでいる地域を現地調査し、濃飛バスや大新東など関係機関と連携して、令和8年度にシステム導入ができるよう目指しております。

3つ目の重点政策「高齢者の安心見守り」です。家族や地域住民が安心して見守りができる仕組みが、ケーブルテレビとICT技術を活用したサービスの提供として、民間事業者により準備

の方をされております。このサービスは、令和5年度から実施をしております産官学連携協定が発端で、CCネットから提案され、見守りを必要とする方の日常的に使用するテレビのオン、オフで、離れて暮らす家族がスマホ等で安否を確認する仕組みで、ふるさと納税の返礼品にも設定をしていきます。本件につきましては、今年の11月にサービス実装を予定しております。

4つ目の重点施策、買い物サービスポイントとデジタル地域通貨の導入こちらについては今年度実装し運用してまいります。

最後の5つ目、白川オンラインオフィス化の推進でございます。役場に行かなくても、いつでもどこでも誰でも行政情報を検索でき、手続きが行えるための行政情報基盤として、今年度からWebサイトをリニューアルしております。現在は、各課が行政情報を充実させている状況となっております。今後はロゴフォームやノーコードアプリなどのデジタルツールを研究し、手続きのオンライン化について新庁舎移転を契機として検討を進めてまいります。

町民の利便性の効果実感に繋がるこれらの5つの重点施策は、白川町地域情報化推進協議会が、進捗管理を行うという位置づけをさせていただいております。

以上長く、申し訳ありませんが、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

今の5つの重点施策を説明していただきましたが、その中で、医療健康福祉サービスのオンライン診療に向けてということで基盤整備が整ったということでございますけれども、あまりよく病院行ったことがないのでよくわかっていないんですけど、どんな形の基盤整備ができたのかをもう一度細部までわかれば教えていただきたいと思います。

それと便利な公共交通の予約管理ということでございますけれども、いわゆるスマホ1つでできるのか、はたまた電話でのサービスなのかというようなところもございしますが、その辺もう一度ちょっと教えていただきたいと思います。

それと高齢者の安心見守りは、離れて暮らす家族としては非常にありがたいものだなというふうに思いますけれども、これとふるさと納税がマッチするのかなとちょっと疑問の残る部分があるのではないかなと思いますが、その点についてももう一度お伺いしたいと思います。

あと、これはお願いでございますけれども、介護のサービスとデジタル通貨でございますが、先ほど2番の杉山議員の質問ございましたが、より多くの店舗で使えるように推進をお願いしたいとそんなことを思っております。

ということで、今の医療についてと公共交通と高齢者の見守りについて再度、お答えの方よろしくお願いたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

まず1点目の医療の関係でございます。インフラ整備ということでございますが、元々従来各家庭に光ケーブル網が整備されております。これがまず1つ。また、先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたように電子カルテ、これは患者様のデータを電子で管理をするというもので、これもインフラ整備ということで、これらが土台になるものということです。この後それらを結びつけて、実際に動かしていくというようなアプリケーションの開発、そういったものが必要になっていくのかなと。

また、実際にその医療に携わる人、スタッフとか、そういった運営をどうしていくか、そういったところを考えていく必要があるかなと思っております。

2点目の公共交通の予約ですが、今現在スマートフォンのアプリで、予約ということを考えておりますが、白川町の場合はこちらか一方に寄せるのではなく、従来通りのお電話での予約も可能ということで選べる仕組みは必要かなと思っております。

3つ目でございますが、安心見守りの仕組みをふるさと納税とマッチするかというご質問でございますが、基本的には今のCCネットさんのテレビであったりとか、インターネットやIP電話の加入コースがあると思いますが、そこに1つ見守り安心コースというものを設定するのが一番のメインの事業になります。

その中で、見守る家族というのはおそらく町外の人が多いのではないかと、町外の人であればふるさと納税という仕組みも上手に活用しながらやると、積極的な利用というものにも繋がるのではないのかなということも考えております。ですので、メインとしてはCCネットさんのコースの中に見守り安心のコースができるというふうに捉えていただければと思います。

以上答弁とさせていただきます。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3番

はい、ありがとうございます。もう1点ですが、オンライン診療についてですけど、今度保険証を出すのを、マイナカードにつけるマイナ保険証ということですけど、わかっただいいんですが、この仕組みですねはどうなるかっていうのがわかれば教えていただきたいと思っております。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

はい、正直わかりませんと言いますか、そこを動かしていくアプリケーションの開発とも連携をしなければいけない部分かなとも思います。まだそこまでの具体的などころまでは行っていな

いというのが現状でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

それでは、次ですが、農業や教育の中でドローンの活用が進んでいるように思われますが、その他の行政、民生部分での活用についてどのような状況か、また今後の進展についてですが、お尋ねしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

ドローンを活用した地域活性化に関する連携協定、こちらをJ U A V A Cドローンエキスパートアカデミー岐阜校と令和2年5月11日に締結をいたしまして、操縦技術の向上や災害支援、産業や教育分野でのドローン活用を検討してまいりました。その後、地方創生推進交付金を活用して令和2年度から令和4年度の3ヶ年で、PRや情報発信、実証実験や環境整備など導入支援の方を行っております。こうした取り組みの結果、農作物への害虫防除や森林情報のデータ化といった農林分野や小学校へ出向き、ドローンを実際に操作する体験やプログラミング教室の開催など教育の分野での利活用が有効であるというふうに判断をいたしまして、現在も継続をしている状況でございます。このため、新たにご質問にあるような行政や民生分野での積極的な活用を進めていくということは現在のところ考えておりませんが、動画編集やプロモーションビデオなど、ドローンを見かける機会も増え、身近なツールとなってきておりますので、引き続き情報交換をしながら、必要に応じて利活用の判断をしていきます。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

はい、ありがとうございました。

ドローンの事業について、動画編集とかは見せていただく機会もあって本当すごいなと思います。そんな中で、様々な実証実験や環境整備などで導入をとということでございましたが、この中にあります農産物の病虫害防除のドローンということでございますけども、町内の営農組合さんでご利用のともあると思いますが、まだまだそれを使っていないとか、昔のやり方っていうか、前々からのやり方っていうような形で、なかなか営農組合の経営に対しての省力化、経営の健全化という言い方がいいのかどうか分かりませんが、なかなか取り組めない一部の組合もご

ございますが、せっかく町や県の補助金で導入という経緯がございますので、その辺、今後どのように経営改善に対して指導できるかということをお聞かせ願いたいと思います。

それと、実証実験の中で有害鳥獣に対するものもあったかと思います。本当に私が在職中も、有害鳥獣の件はかなりありましたが、また、一時期イノシシが減った時はあったが、またまた増えてきた感じで、本当に最近、鹿とイノシシと代表的にはそんなもんだが、細かな動物もございますが、有害鳥獣が本当に問題になっております。それについて、その時の実験で赤外線で個体の把握とか、よそで空から音を出すことで、防除するというような映像がありました。白川町でもどうかな、ということをおもいますが、これから関係機関とどのように検討されるといいのかなということをお伺いしたいと思います。

あと林業関係でも林業作業についての実証実験をやっていたと思うが、その後なかなか進んでないように思われますが、森林の情報化は作業の効率化という面でもかなり有効になるのではないかと思います。これらのいわゆる関係機関との協議を推進して行っていただきたいと思いますが、その点についてどのようなお考えかお聞きしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

再質問でドローンの活用ということでご質問いただきました。

現在までに、町内には営農組合、集落営農組織や8つほどありますが、3つの組織がドローンを購入させていただいております。4台ございます。

他にも、JAめぐみが1台所有されており、それを防除作業に活用されております。

他の、まだ購入されていない5組合につきましては、購入された組合から作業委託をしてですね、防除に使うというようなことで、2つの組合が共有作業ということで使われております。

1つはJAの作業委託ということであり、まだ独自でやっているところが2組は残っているという状況です。今後、そういった共同の利用、合理化を図るということで、町の方からも、共同利用について指導していきたいというふうに思っております。

それから、ご指摘いただきました、鳥獣害の被害の関係で実証実験が、令和3年度ですね、先ほど企画課長が説明した交付金を活用した事業になりますが、猟友会とJUAVACドローンエキスパートアカデミー岐阜校の共同で町の事業の中で取り組みをされました。夜間に森林で鹿の生体を把握するというので、赤外線を使ったドローンの飛行を行ったという実証を行いました。結果、平場ですと、個体の確認はできましたが、やはりどうしても針葉樹があるということで、把握が難しいなという状況で、現在では実用化に向けていないというような状況になっております。鳥獣害についてはICTの活用は大変重要ななと思っております。赤外線を使った、箱穴で個体を把握したり、遠隔操作でできるというようなことも既にできますので、そういった技術を、また今後、猟友会を通じて情報提供していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

はいありがとうございました。

ドローンの営農利用でございますが、先ほど言われましたように、全ての組合と言いたいところですけど、なかなか難しいかもしれませんが、たまたま私が見たところで、かなりの人数が防除作業に出ていたので、ドローンならもう少し省力化ができるかなという思いからの質問でございましたが、今言った、残り3営農組合にはそれらの情報を伝えていただいて、できるだけ省力化、簡素化を進めていっていただきたいというふうに思います。

もう1つ、有害鳥獣については、なかなかドローンでとか言ってはみるものの、現実的には厳しい部分もあると思いますが、なるべく新しい最新技術を使っていただいて、今の駆除対策に役立てていただきたいなというふうには思っております。

そんな質問の中で、林業関係でございますけども、林業関係においても、ドローン活用が進んでおるようなことでございます。その中で、この地域の範囲の樹種とか在籍が判別もできるというようなソフトもあるので、それを使えば、いわゆる搬出量の算定もある程度はできるとは思います。そんな林業関係の情報技術もございますが、それについて、関係機関とのご協議とか今までの推進状況はどのようなかお聞きしたい。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林政推進対策監。

(林政推進対策監 今井健吾君)

林政推進対策監

林業の件ということで、再度質問いただきました。

私の方で今年度林業を担当しているが、企業体からもそういったドローンを使った提案を少しずつ受けている。

確かに今、森林の状況を詳しくデジタル化で調べていくことは、重要な課題となっておりますので、提案を受けながら、順次検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

ありがとうございました。

ちょっと農林業に熱中しすぎましたので、次の質問へ行かせていただきたいと思えます。

それでは最後になるが、自治体DX、特命監、チーフを今年度任命されておりますが、2人の

具体的な活動はどのようなものかお尋ねしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

それでは、自治体D X特命監と特命チーフは総務課の職員ですので、私の方からお答えいたします。この職を設置した目的は、議員お見込みの通り、自治体D Xを推進し、庁舎内の義務業務効率を高を高め、住民サービスの向上を図るためでございます。

デジタル化が急速に進む中、特に小規模な自治体においては、様より迅速かつ柔軟な対応が必要であると考えております。現在2名の職員に、通常業務と並行して、自治体D Xの特命業務に取り組んでもらっております。匿名業務の活動は、各課長の了解のもと、従来の縦割り組織の枠を超えて、各部署の業務手順にまで深く入り込み、事務作業の見直しや業務プロセスの効率化を図るための改善、またはその提案を行うこと、そしてそれによる変化を職員に実感させることであります。

匿名業務を命じられた2人は、合理的な思考力と高いICTスキルを持ち、これまでも様々な業務改善を実現してきたが、同様なスキルや意識を持つ職員はまだ少数であり、職員全員が同じレベルにあるわけではありません。

事務改善の必要性を認識しつつも、スキル不足で、従来の手順に頼らざるを得ない職員や、現状の事務に作業に何ら問題を感じず、従来通りのやり方で続けている職員もいるのが実情です。

このため、まずは事務改善や効率化を望みながらも実行に移せない職員からの相談を受け、具体的な支援を行うところから始めました。

過去5ヶ月間で、例えば匿名特定の業務において、Excelファイルの作業手順を見直し、入力ミスを減少させ、作業効率を大幅に向上させました。

また合わせて、エクセルの関数やショートカットなどのICTスキルを指導して、実務に活用できるよう促しております。この他にも様々な実績を上げております。ICTスキルが向上すれば、仕事が楽になり、作業時間の短縮が可能となります。業務改善の効果を実感した職員には、他の事務作業にも応用する意欲を持つことを期待しております。

このような経験をより多くの職員に提供し、ICTに対する苦手意識を軽減し、自治体D Xの本格稼働に向けて適応力を養うことが当面の目的であり、目標であります。

また、特命監と特命チーフは、自治体D X推進リーダー養成研修に参加しまして、全国の市町村のD X推進担当者と積極的に情報交換を行い、進むべき方向性や目指すべきレベル感を把握しております。その上で、白川町の現状に適した施策を考え、できるところから実行に移している段階であります。

以上、答弁とします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

はい、ありがとうございました。

特命監と特命チーフの任命や今後の方向性について説明いただき、ありがとうございます。

白川町に適した政策ということでございますが、いろいろ考えることも必要だと思うが、やはり大胆な施策の自身も必要になってくるのではないかと思います、先ほど言われておりました職員の適応力云々というお話がございますが、我々、議会の話になってしまうが、議会改革の一環ということで、昨年、タブレットを導入させていただいております。一応、タブレット導入したことで、我々9人、とりあえず慣れるようにとやっております、今では結構効果が上がっていて、簡単に言うと、紙の資料をなるべく減らすような形にできております。最初は慣れない方もお見えになったと思いますが、それでもやっぱりやることで全体的にレベルアップしてくると思う。レベルが上がってくるまで待つのではなく、はなからある一定の所から始めて、そこに従わせるというような、いわゆる仕事の環境を変えることで、適応できてくることになるのではないかと思います。

来年には新庁舎も完成して、いろんな意味でシステムを変えていかなければならないと思うけれど、そういうことについても、今後、早急に進められる政策について、どうなるかということをお伺いしたい。また、オンラインのオフィス化の推進ということで、先ほど言いました庁舎の移転が1つの契機と思うが、全町にわたり、各種の申請や届け出業務の中で、様式をダウンロードして、必要なことを記入して出す形のもので大半だと思いますが、平日に仕事を持っている方は平日に役場に書類を提出するのが大変という方もいるような話も聞きますので、そうしますと、調査して云々というよりも早期にその辺の対策というか、対応はできるといいのではないかなと思います。申請書云々という話もありますし、一番は町民会館やふれあいセンター等の会議室の予約、部屋の予約なんですけど、蘇原の議員で来週会議をやる計画を立てるが、ふれあいセンターまたの会議室が空いているかの確認をしなければならず、それがオンライン、いわゆるホームページでも何でもいいが、ずっと見るとその場で日にちが決められるので、そのような整備が簡単に作業が進められることは、すぐにでも進めていっていただきたいと思う。その辺どうでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

特命監、チーフ以外の個々の職員のレベルということでの質問だったと思うが、初めに、庁舎移転を機に電子決済のことを少しご指摘いただきましたが、現状ですが、役場内部では電子決済について、導入を検討している。ただ、庁舎移転が年度途中ということなので、同時切り替え

るのはリスクが大きいということを考えているが、こちらは早期導入に向けて現在、具体的な内容を詰めている途中という状況になる。

それから、しらかわオンラインオフィスの推進のことで窓口事務のお話をいただきましたが、各種の申請や届け出になるが、オンラインオフィス化の実現につきましては、行政事務のDXの中ではよく「書かない窓口」とか「行かない窓口」というような言い方をっされるが、「書かない窓口」について少し説明させていただくと、窓口でマイナンバーカードや運転免許証をいただきまして、これをシステムで読み取って、申請書の方に住所や氏名を印字するというようなサービスになります。例えば複数名、様式を出さなくてはいけない場合でも、一度いただければそういったものも印字できてしまうというようなサービスになります。

また、タッチパネルで入力すると、必要な事項が記載された書類は、出来上がるという、まさに書かない、書かなくてもいいというようなことも、これからなっていくかと思われま。

窓口での待ち時間も軽減されますので、待たない窓口というような言い方もされますけれども、そういったことも進んでいくかと思います。

このような書かない窓口については、現在開発企業のデモンストレーションなどを既に窓口担当の職員の方が、導入に向けて研究を行っているところである。

一方で「行かない窓口」のだが、こちらは、スマートフォンやパソコンなどを使って住民票の写しを交付申請したり、また今の講座の申し込みなどを電子申請、いわゆるオンライン申請できるというものになります。

民間の企業ではこういった各種サービスが既に利用されて、出回っておりますので利用されて方も多いかと思いますが、「行かない窓口」の役場側の実現になると、バックヤードとフロントヤードの連携というものが必要になってきて、白川町役場でいうと、行政内部の事務のデジタル化の担当と、それからホームページとか地域情報課の担当がそれぞれ連携して初めてこれが実現するものになります。

国のデジタル庁では、マイナンバーカードの普及に合わせてこうした電子化の流れを加速させて、住民サービスの向上や行政事務の効率化を推し進めておりますので、当然白川町も国策に従って推し進めているところです。

そこで白川町では、まずはバックヤードである行政事務のデジタル化を確実に進めて、これに続けて、フロントヤードである窓口業務のデジタル化を連携させていこうということで、庁舎建設後に合わせて検討していきたいというふうに考えております。というようなのが大きな流れで、となつてまいります。このような流れの中で、今「行かない窓口」としましては、現在でも実現可能なものが、ホームページからの申請書のダウンロードということになる訳だが、こちらは作成した書類は押印不要ですので、窓口までお越しいただかなくても、メール等で申請いただければ受け付けることができるようになっている。

また、マイナンバーカードを必要としないいろいろな申請事務については、引き続き拡充していきたいと考えている。

これをさらに進化して、おそらくこちらを想像していらっしゃるのかと思うけれど、スマホ1つで完結するようなことについても、フロントヤードとバックヤードの連携の中で、研究をしていくことになるかと思う。私の方からは以上の答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

はい今の総務課長の説明で「行かない窓口」という話があり、まさしくそれを早急にやっていただきたいという思いであるが、庁舎完成後、いわゆる来年度には完成するので、早期にお願いをしたいと思います。

先ほど言いました町民会館や各ふれあいセンターの予約については、時期を待たずにささっとできるのではないかなと思うが、その点についてお伺いしたい。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

町民会館等の会議室の予約の件でご質問いただきました町民会館の予約オンライン化の動きは、今までにも、その内容については検討してきている。昨年度になるが、岐阜県内の自治体、県を含む公共施設の予約管理をWebで行なえるような検討が進められており、研修会に職員も参加しており、その中で示された導入費用につきましては、施設や部屋数で案分するというような内容でございました。共同利用、共同導入の利点を生かす中で、最適なシステムなのかどうかを検討した上で進めていきたいなと思っております。また、各ふれあいセンターについても同様に検討したいと思います。先ほど答弁ご質問中にもございましたホームページで、各施設の利用状況が見えるということは大変いいことなのかなというふうに思っておりますので、そこが今できるかどうか、その分また持ち帰って検討していきたいと思っておりますよろしく申し上げます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

今いろいろ言いましたけど、検討する時間もお願いしたいと思っておりますが、できるものから早速実施していただくことが、住民サービスに繋がってくると思っておりますので、早期のデジタル化ではないですけども、お願いしたいと思っております。

本当にDX、DXと言いますが、デラックスな白川町のデジタル化に向けて行動の方をよろしくお願いして質問を終わります。

議 長0

3番伊佐治優議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。ここで、10分間休憩します。

(午後2時14分)

議 長

再開します。

(午後2時39分)

日程第5 議第29号「白川町ハラスメント防止条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第29号 白川町ハラスメント防止条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第29号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第29号「白川町ハラスメント防止条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第6

議第30号 白川町政治倫理条例の制定について

議 長

日程第6 議第30号「白川町政治倫理条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

企画課長

議第30号 白川町政治倫理条例の制定について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第30号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第30号「白川町政治倫理条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第7

議第31号 白川町財産条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第7 議第31号「白川町財産条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

町民課長

議第31号 白川町財産条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第31号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第31号「白川町財産条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第8

議第32号 白川町監査委員条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第8 議第32号「白川町監査委員条例の一部を改正する条例について」を議題としま

す。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第32号 白川町監査委員条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第32号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第32号「白川町監査委員条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第9

議第33号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第9 議第33号「白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君 登壇)

総務課長

議第33号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第 3 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第 3 3 号「白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第 1 0

議第 3 4 号 白川町保育所条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第 1 0 議第 3 4 号「白川町保育所条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君 登壇)

総務課長

議第 3 4 号 白川町保育所施設条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第 3 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第 3 4 号「白川町保育所条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第 1 1

議第 3 5 号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第 1 1 議第 3 5 号「白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君 登壇)

総務課長

議第 3 5 号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び

提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第35号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第35号「白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第12

議第36号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第12 議第36号「白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君 登壇)

総務課長

議第36号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第36号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第36号白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第13

議第37号 白川町クオーレふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第13 議第37号「白川町クオーレふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君 登壇)

総務課長

議第37号 白川町クオーレふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第37号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第37号白川町クオーレふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第14

議第38号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議 長

日程第14 議第38号「白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とします。説明を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君 登壇)

総務課長

議第38号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第38号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第38号「白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第15

議第39号 令和6年度白川町一般会計補正予算(第2号)

議題40号 令和6年度白川町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議 長

議第39号「令和6年度白川町一般会計補正予算(第2号)」、議題40号「令和6年度白川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、以上2件を一括議題とします。

議 長

お諮りします。

本件については、議案の補足説明を省略し、ただちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決しました。

議 長

お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を9月13日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月13日とすることに決定しました。

◇日程第16

認第1号 決算の認定について

議 長

日程第16 認第1号「決算の認定について」を議題とします。なお、一般会計及び特別会

計の決算書とともに、報第6号により、所要の付属書類が事前に配布がされていますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただ今から説明並びに報告を求めます。室長兼会計管理者。

(室長兼会計管理者 中村豊君 登壇)

室長兼会計管理者

認第1号 決算の認定について、議案及び別冊「歳入歳出決算書」の一般会計及び特別会計の歳入歳出を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。ここで、監査委員に決算審査の報告を求めます。今井代表監査委員。

(監査委員 今井敬貴君 登壇)

監査委員

ただいま議長から報告を求められましたので、令和5年度決算審査結果についてご報告申し上げます。

令和5年度白川町一般会計および各特別会計の決算並びに基金などの運用状況については、本年6月11日以来延べ8日間にわたり、各課の所管事項に係る事務事業につき、その執行状況を監査するとともに、主な事業箇所については現地に出向き、その管理状況を実査いたしました。

また、8月20日、21日の2日間にわたり、総合的に諸帳簿、帳票および証券等の諸書類を照合審査した結果、一般会計をはじめ、各特別会計の決算および基金の運用状況については、いずれも正当かつ適切なものであることを確認いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、各課の定期監査および決算審査における意見等につきましては、お手元に配付いたしました意見書の通りでございます。何卒、今一度ご検証いただきますようお願い申し上げます。決算審査報告といたします。

議 長

決算審査の報告が終わりました。

議 長

お諮りします。

本件については、予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決定しました。

議 長

お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を9月12日までに終わるよ

う期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月12日とすることに決定しました。

議 長

お諮りします。明日10日と11日は、委員会審査のため、12日は議事の都合により、白川町議会会議規則第10条第2項の規定により休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、10日から12日までの3日間は休会することに決しました。

議 長

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

ただいま決定しました通り、本日はこれをもって延会し、9月13日本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

なお、10日と11日は、予算決算審査常任委員会を午前9時から役場分館3階大会議室において開催しますので、各位のご参集をお願いいたします。

それでは本日はこれをもって延会とします。ご苦労様でした。

(午後3時38分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員